【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年6月17日提出
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 中村　英剛
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目５番２７号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長　三木谷　正直
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり） 米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成28年6月18日から平成28年12月16日まで) 米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり） 4,000億円を上限とします。 米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし） 4,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

米国厳選成長株集中投資ファンド Aコース（為替ヘッジあり）
米国厳選成長株集中投資ファンド Bコース（為替ヘッジなし）
（以下、上記の投資信託を総称して「米国厳選成長株集中投資ファンド Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」ということがあります。また、それぞれを「Aコース」、「Bコース」または「ファンド」ということがあります。）
ただし、「米国厳選成長株集中投資ファンド Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」の愛称として「新世紀アメリカ～Yes, We Can! ～」という名称を用いることがあります。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド4,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

（5）【申込手数料】

① 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た額とし、平成28年 6月17日現在における手数料率の上限は3.24%（税抜3%）です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（８%、以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

③ 「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 各ファンド間の乗換え（以下「スイッチング」といいます。）の場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングについては、「(12)その他」の項をご覧ください。

（６）【申込単位】

① 申込単位は販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。

② 申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(注) 「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、１口の整数倍をもって取得することができます。

（７）【申込期間】

平成28年 6月18日から平成28年12月16日まで

※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託

会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

① 投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

② スイッチングについて

「Ａコース」と「Ｂコース」間で、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位でスイッチングができます。

スイッチングとは、現在保有しているファンドを換金（解約請求）すると同時に他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

※ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受け付けない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ スイッチングの際には、解約請求時と同様の税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご留意ください。また、申込手数料は、販売会社が別に定めます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 各ファンドは、投資信託を通じて実質的な投資対象へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）およびその主要投資対象は以下のとおりです。

ファンド	投資対象ファンド	投資対象ファンドにおける主要投資対象
Aコース	・外国投資信託「ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース（クラスF（SDist）・円建て円ヘッジあり）」	・米国を中心とした企業の株式（ＤＲ（預託証書）を含みます。以下同じ。）
	・円建ての国内籍の投資信託「MHAM短期金融資産マザーファンド」	・わが国の短期公社債および短期金融商品
Bコース	・外国投資信託「ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース（クラスF（SDist）・円建て）」	・米国を中心とした企業の株式（ＤＲ（預託証書）を含みます。以下同じ。）
	・円建ての国内籍の投資信託「MHAM短期金融資産マザーファンド」	・わが国の短期公社債および短期金融商品

※1「ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース」を、以下「GS 米国フォーカス・グロース」または「外国投資信託」ということがあります。

※2 Ａコースが投資を行う「クラスＦ（ＳDist）・円建て円ヘッジあり」を「為替ヘッジありクラス」、Ｂコースが投資を行う「クラスＦ（ＳDist）・円建て」を「為替ヘッジなしクラス」ということがあります。なお、各クラスの受益証券は円建てです。

＜ファンドの特色＞

Ⅰ．米国を中心とした企業の株式を厳選し、15～20銘柄程度に集中投資を行います。

◆ 米国を中心とした企業の株式を主要投資対象とし、長期にわたり優れた利益成長が期待でき、かつ、本来の企業価値に対して現在の株価が割安な水準にあると判断する銘柄に投資します。

◆ 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択により、ポートフォリオを構築します。

［GS 米国フォーカス・グロースの投資哲学］

「よりよい投資収益は、
“長期にわたり優れた利益成長が期待できる事業”に投資することにより獲得される。」
という投資哲学に基づき運用が行われます。

“長期にわたり優れた利益成長が期待できる事業”とは

強固な ビジネス・フランチャイズ
- 確立されたブランド
- 圧倒的な市場シェア
- 商品の価格支配力
- 継続的な収益構造
- 高い投下資本利益率

優れた長期見通し
- 予測可能かつ持続的な成長性
- 長い製品ライフ･サイクル
- 強固な競争優位性
- 人口動態傾向から見た優位性

優秀な経営陣
- 合理的な資本配分
- 一貫性のある営業実績
- 株主と同じインセンティブ

※上記は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「GS 米国フォーカス・グロース」の運用を行うゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（ＧＳＡＭニューヨーク）が考える「長期にわたり優れた利益成長が期待できる事業」を判断する際の基準を例示したものであり、実際に組み入れられる銘柄が必ずしも上記すべての基準に当てはまるわけではありません。また、かかる判断基準は今後変更される場合があります。

Ⅱ．ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーが実質的な運用を行います。

◆ 各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「GS 米国フォーカス・グロース」の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（ＧＳＡＭニューヨーク）の米国グロース株式運用チームが行います。

＊「MHＡM短期金融資産マザーファンド」の運用は、みずほ投信投資顧問株式会社が行います。

(参考：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）について)

・ ゴールドマン・サックスは、1869年（明治２年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

・ ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2015年12月末現在、グループ全体で約１兆827億米ドル（約130.6兆円*）の資産を受託しています。

＊1米ドル＝120.61円（2015年12月30日現在）で円換算。

・ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（ＧＳＡＭニューヨーク）は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）の一員として米国ニューヨークに本拠を構え、同社の米国グロース株式運用チームは、30年超の米国グロース株式の運用実績があります。

Ⅲ．為替ヘッジを行う「Ａコース」と、為替ヘッジを行わない「Ｂコース」の２つのコースがあります。

◆ Ａコースは、投資対象とする外国投資信託（為替ヘッジありクラス）において、保有する資

産に対して、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替変動リスクの低減が図られます。ただし、為替ヘッジを行うにあたってはヘッジコストがかかることがあります。

◆ Ｂコースは、投資対象とする外国投資信託（為替ヘッジなしクラス）において、保有する資産に対して、対円での為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接受けます。

≪ご参考≫ 為替ヘッジとヘッジコストについて

為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、外国為替の売予約や先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを低減することをいいます。

通常、為替ヘッジを行う通貨の金利が円の金利より高い場合は、金利差分のヘッジコストがかかります。米ドル建ての外貨建資産に対して為替ヘッジを行う際に、米ドルの金利が日本円の金利より高い場合、日米の金利差がヘッジコストとなります。

日本の金利＜米国の金利の場合

金利差分がヘッジコストとなり、基準価額の下落要因となります。

② 各ファンドは、それぞれ2,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類一覧表　　（注）各ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）
単位型 ●追加型	国　内 ●海　外 内　外	●株　式 債　券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海　外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株　式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分一覧表　　（注）以下のファンドが該当する属性区分に●を付しています。

[米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）]

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 （投資信託証券）※1 資産複合	年1回 ●年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 ●北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ●ファンド・オブ・ファンズ 為替ヘッジ※2 ●あり※3 （フルヘッジ） なし

※１ 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「株式・一般」です。

※２ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※３ 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する資産については、投資対象とする投資信託において原則として対円での為替ヘッジを行います。

[米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）]

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 （投資信託証券）※1 資産複合	年1回 ●年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 ●北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ●ファンド・オブ・ファンズ 為替ヘッジ※2 あり ●なし※3

※１ 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「株式・一般」です。

※２ 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※３ 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する資産については、投資対象とする投資信託において対円での為替ヘッジは行いません。

・属性区分定義

該当区分		区分の定義
その他資産 （投資信託証券）		目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
	株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行います。
年２回		目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
（注２）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。
（注３）各ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により投資信託証券への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（２）【ファンドの沿革】

平成25年９月30日　　信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　各ファンドの運営の仕組み

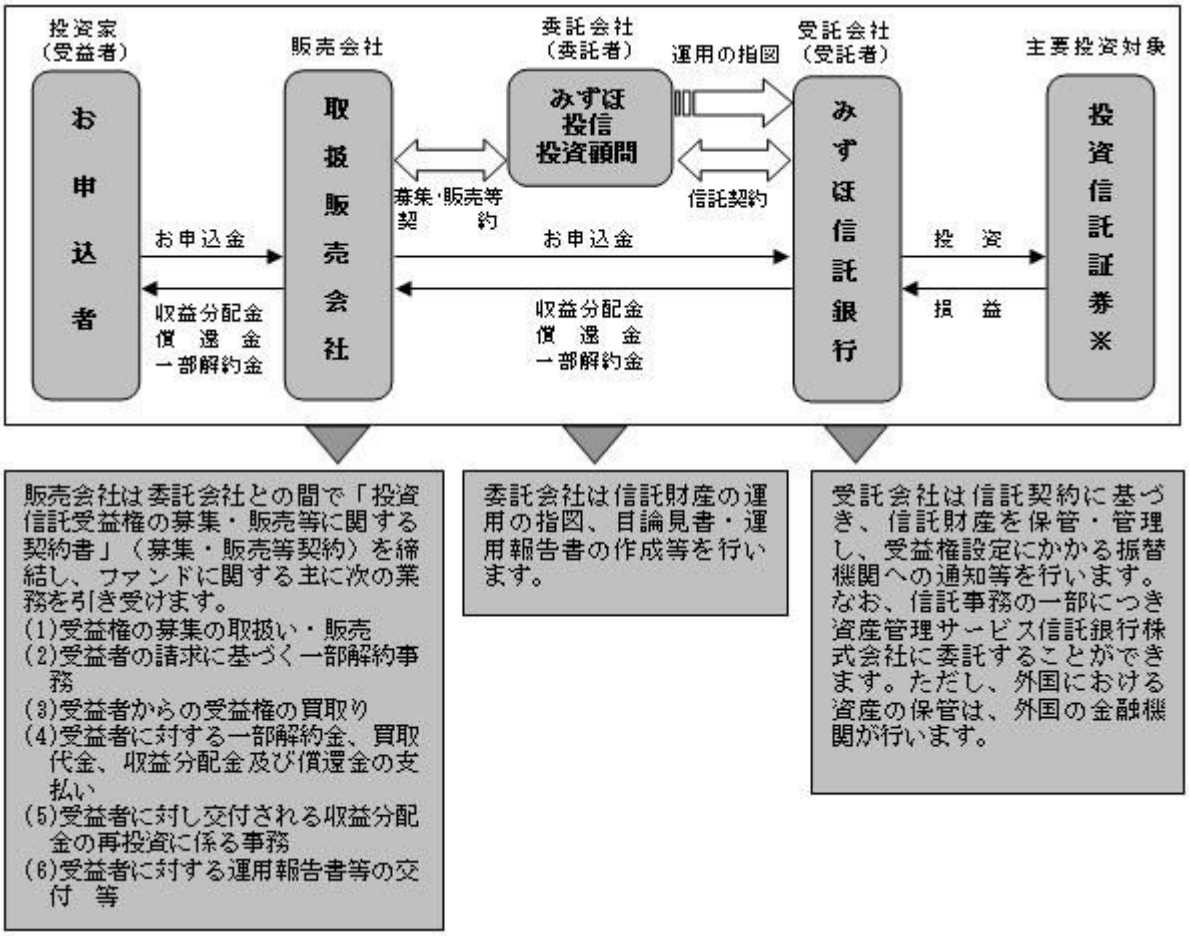

※　各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

②　ファンド・オブ・ファンズ方式について

ファンド・オブ・ファンズとは、各ファンドが直接株式や債券などの資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資を行っている投資信託（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。

Ａコースは「GS 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジありクラス）」および「MHAM短期金融資産マザーファンド」、Ｂコースは「GS 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジなしクラス）」および「MHAM短期金融資産マザーファンド」を通じてそれぞれ主要投資対象となる資産への投資を行います。

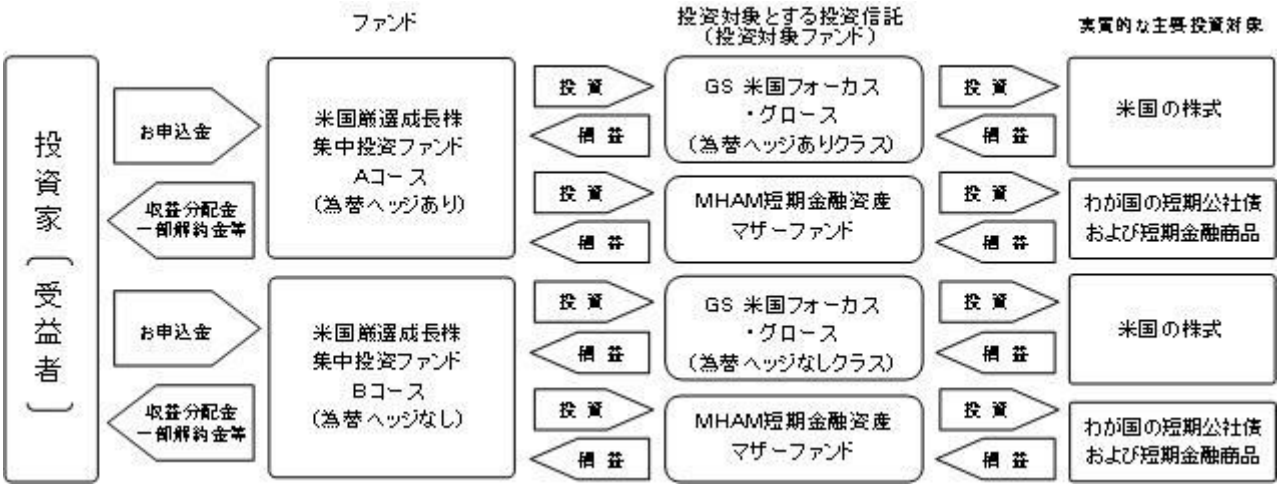

※　各ファンドは、上記の投資対象ファンドの受益証券に主として投資を行いますが、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

③　委託会社の概況

１．資本金の額　20億4,560万円(平成28年3月末日現在)

２．会社の沿革

昭和39年５月26日　「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成９年10月１日　「株式会社第一勧業投資顧問」「勧角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年７月１日　「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年７月１日　「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

３．大株主の状況(平成28年3月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目５番５号	1,038,408株	98.7%
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	13,662株	1.3%

※委託会社は、自己株式を13,662株保有しています。

２【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

（Aコース）

1．主要投資対象

外国投資信託であるゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース（クラスF（SDist）・円建て円ヘッジあり）の円建て受益証券（以下「GS 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジありクラス）受益証券」といいます。）および国内籍の円建て投資信託であるMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

2．投資態度

a．主として、GS 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジありクラス）受益証券に投資を行い、米国を中心とした企業の株式（DR（預託証書）を含みます。以下同じ。）に実質的に投資します。また、MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券への投資も行います。

※ 外国投資信託の為替ヘッジありクラスが実質的に保有する資産については、外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

b．投資信託証券の合計組入比率は、高位を維持することを基本とし、各投資信託証券への投資にあたっては、通常の状況においては、外国投資信託受益証券への投資を中心に行います。

c．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。

※ 各投資対象ファンドの運用目標などの詳細は、後述の「(参考)投資対象ファンドについて」をご参照ください。

（Bコース）

1．主要投資対象

外国投資信託であるゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース（クラスF（SDist）・円建て）の円建て受益証券（以下「GS 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジなしクラス）受益証券」といいます。）および国内籍の円建て投資信託であるMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

2．投資態度

a．主として、GS 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジなしクラス）受益証券に投資を行い、米国を中心とした企業の株式（DR（預託証書）を含みます。以下同じ。）に実質的に投資します。また、MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券への投資も行います。

※ 外国投資信託の為替ヘッジなしクラスが実質的に保有する資産については、外国投資信託において、対円での為替ヘッジは行われていません。

b．投資信託証券の合計組入比率は、高位を維持することを基本とし、各投資信託証券への投資にあたっては、通常の状況においては、外国投資信託受益証券への投資を中心に行います。

c．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。

※　各投資対象ファンドの運用目標などの詳細は、後述の「(参考)投資対象ファンドについて」をご参照ください。

③　ファンドの投資プロセス

各ファンドの信託財産の運用管理については、委託会社が、投資信託証券の合計組入比率を高位に保つことを基本としつつ、原則としてGS 米国フォーカス・グロース各クラス受益証券を中心に投資を行うとともに、各ファンドの信託財産の資金動向等を勘案しながらMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券への投資比率を決定します。

(参考)投資対象ファンドについて

1. ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース

ファンド名 （クラス）	ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース（クラスF（SDist）・円建て円ヘッジあり） ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト - GS 米国フォーカス・グロース（クラスF（SDist）・円建て）
形態	ケイマン諸島籍外国投資信託／オープン・エンド型
信託期間	原則として150年間（早期に償還される場合があります。）
運用目的	主に、長期にわたり優れた利益成長が期待でき、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断する比較的少数の米国を中心とした企業の株式に投資することにより、長期的な投資元本の成長を目指します。
投資方針	1. 米国の株式（預託証書(DR)を含みます。）を主要投資対象とし、長期にわたり優れた利益成長が期待でき、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると判断する15-20程度の比較的銘柄数の少ないポートフォリオを構築します。なお、米国の株式以外の証券等にも投資することがあります。 2. 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行います。 3. 「クラスF（SDist）・円建て円ヘッジあり」クラスは、保有資産について、原則として対円での為替ヘッジを行います。 4. 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記の投資方針に従った運用ができない場合があります。
決算日	年１回（12月31日）
収益分配	年２回、原則として配当等収益、売買益（評価益を含みます。）の一方または双方から分配を行うことができるものとし、投資顧問会社と協議のうえ、管理会社の判断により分配額を決定します。なお、分配が行われない場合もあります。
主な投資制限	・通常の状況において、ファンドの資産額の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。 ・空売りされる有価証券の時価総額は、ファンドの純資産総額を超えないものとします。 ・原則として、ファンドの純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。 ・流動性に欠ける資産（私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等）への投資割合は、ファンドの純資産総額の15%以内とします。 ・モーゲージ証券、不動産抵当証券担保債券、アセットバック証券、売掛金担保証券、社債担保証券およびローン担保証券への投資は行わないものとします。 ・他ファンドへの投資割合は、ファンドの純資産総額の５%未満とします。
繰上償還	ファンドの純資産総額が1億米ドル（相当額）を下回った場合等には、信託期間の途中で、繰上償還が行われることがあります。

費用等	信託報酬（運用報酬等）：投資顧問会社報酬として純資産総額に対し、年率0.65%程度* ＊投資顧問会社報酬年率0.65%のほかに、管理会社報酬（年間37,500米ドルの固定報酬に加え、年間17,250米ドルを上限とした変動報酬）、受益者サービス報酬（年率0.05%または年間20,000米ドルのいずれか低い額）、受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、保管会社報酬、登録・名義書換事務代行会社報酬が別途かかります。 その他費用等：信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／保管費用／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査に要する費用／法律関係の費用およびファンド設立に係る費用（当初7,500米ドルを上限とした設立一時報酬を含む）　等 ※受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、保管会社報酬、登録・名義書換事務代行会社報酬およびその他費用等は、ファンドの純資産総額に基づき随時変更されるものや運用状況等により変動するため、あらかじめ表示することができません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
管理会社	シーエス（ケイマン）リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル ※副投資顧問会社は、今後、追加・変更される場合があります。
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
管理事務代行会社 保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
登録・名義書換事務代行会社	ＲＢＣインベスター・サービシズ・バンク・エス・エー

※上記外国投資信託の受益証券については、日々の資金の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われます。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該受益証券に与える影響を軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

＜投資プロセス＞

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（ＧＳＡＭニューヨーク）の米国グロース株式運用チームは、株式市場に対する深い見識とゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（ＧＳＡＭ）のネットワークを最大限に活かし、米国を中心とした企業の株式2,000銘柄を超える投資ユニバースの中から、確信度の高い15～20銘柄程度まで組入銘柄を厳選し、投資を行います。

※上記のプロセスおよび銘柄数は、今後変更される場合があります。

2．MHAM短期金融資産マザーファンド

ファンド名	MHAM短期金融資産マザーファンド
形態	国内籍投資信託（親投資信託）
信託期間	無期限
運用目標	わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。
決算日	年１回（６月30日（休業日の場合は翌営業日））
収益分配	収益分配は行いません。
主な投資制限	・外貨建資産への投資は行いません。 ・株式への投資は行いません。
設定日	2000年７月28日
運用管理費用（信託報酬）等	信託報酬：ありません。 その他費用等：信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／信託事務の処理に要する諸費用／受託会社の立替えた立替金の利息　等
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	みずほ投信投資顧問株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

（２）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

ａ．有価証券

ｂ．金銭債権

ｃ．約束手形（ａ.に掲げるものに該当するものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

ａ．為替手形

② 有価証券の指図範囲

（Ａコース）

委託会社は、信託金を、GS 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジありクラス）受益証券およびみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、GS 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジありクラス）受益証券およびＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド受益証券を「投資信託証券」といい、3. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

（Ｂコース）

委託会社は、信託金を、GS 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジなしクラス）受益証券およびみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、GS 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジなしクラス）受益証券およびＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド受益証券を「投資信託証券」といい、3. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）の内容は、前記「(1) 投資方針　(参考) 投資対象ファンドについて」をご参照ください。

（３）【運用体制】

①　意思決定プロセス

１．運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
２．運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
３．運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
４．各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
５．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成28年３月末現在３名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

②　関係法人に対する管理体制

各ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針

毎計算期末(原則として毎年３月17日および９月17日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

１．分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２．分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額

が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

３．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※　将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②　収益分配金の支払い

１．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

２．収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

（５）【投資制限】

a．約款で定める投資制限

①　投資信託証券（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。また、同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への直接投資は行いません。

③　株式（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限）

株式への直接投資は行いません。

④　公社債（約款第17条）

買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

⑤　デリバティブ取引等（約款第19条の２）

委託会社は、デリバティブ取引等（この信託財産に属する投資信託証券に係る投資信託において取引されるデリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいう。）を含みます。以下同じ。））について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を原則として超えることとならないよう管理します。

⑥　公社債の借入れ（約款第20条）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

２．前記１．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としま

す。

３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

４．前記１．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑦　資金の借入れ（約款第26条）

１．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。

３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

３【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

・各ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて実質的に株式などの値動きのある証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

・投資信託は預貯金とは異なります。

・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

なお、各ファンドは、厳選した少数の銘柄（15～20銘柄程度）に集中して投資するため、より多くの銘柄に投資するファンドと比べて、1銘柄の株価の変動による影響度合いが大きくなる可能性があります。そのため、各ファンドの基準価額の値動きは、米国の株式市場全体の平均的な値動きに比べてより大きくなる場合や、市場全体の動きと異なる動きをする場合があります。

② 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

Ａコースでは、主要投資対象とする外国投資信託において、保有する資産に対し、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行う際、保有資産通貨（主として米ドル）の金利が円金利より高い場合、保有資産通貨の金利と円金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。一方、Ｂコースでは、主要投資対象とする外国投資信託において、保有する資産に対し、対円での為替ヘッジを行わないため、保有資産通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。各ファンドが実質的に投資する株式等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

④ 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債等の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。各ファンドが実質的に投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で実質的に投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

各ファンドの実質的な主要投資先となっている米国がこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他留意点＞

・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、複数のクラスの資金をまとめて合同運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、あるクラスにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合等においては、他のクラスの価格が影響を受ける場合があり、そのため各ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券等に投資を行う場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、各国での源泉税率が高くなるなど税制が相対的に不利になることがあります。

・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託については、純資産総額が１億米ドル（相当額）を下回った場合等には、信託期間の途中で、繰上償還が行われることがあります。また、外国投資信託を管轄する国の法律、規制および税制の変更等により運用に制限が設けられたり、管理会社が受託会社および投資顧問会社の同意を得たうえで商品性（投資方針等）の変更が行われる場合があります。このような場合、外国投資信託の価格の変動を通じ、各ファンドの基準価額が影響を受ける可能性があります。

・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託が信託を終了する場合、償還日までの一定期間、解約請求の受付けを停止することがあります。また、外国投資信託の各クラスの純資産総額が10万米ドルまたは円ベースで10万米ドル相当額を下回ることになる場合や一部解約の請求金額が多額の場合等にも解約請求の受付けを停止することがあります。これらの場合、各ファンドにおいては、受益者からの一部解約の実行の請求の受付けを中止することがあります。

・各ファンドは、一部解約の実行の請求金額が多額の場合や取引所等における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

① コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

② また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

③ トレーディング部門は、売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

④　これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※ ファンドの一部解約に対応するため、運用部門は組入資産の市場での流動性および換金の状況をモニターしています。

※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

(参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較（2011年4月～2016年3月）

■各ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

■各ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

《 Aコース 》

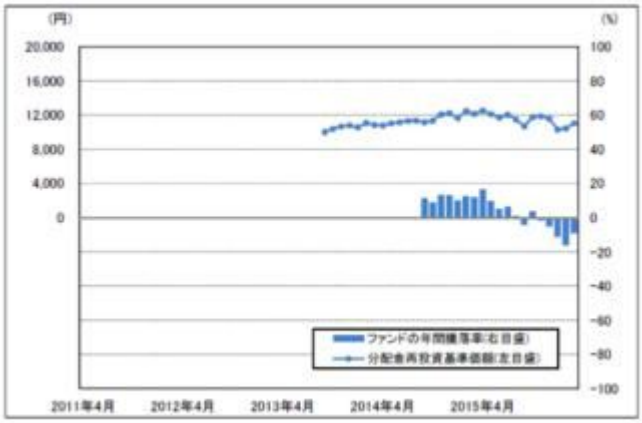

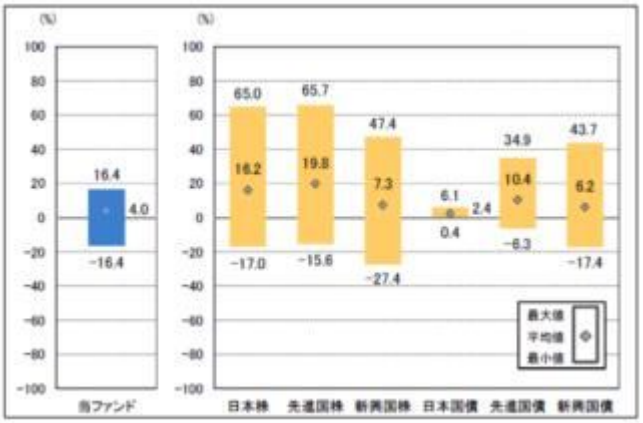

《 Bコース 》

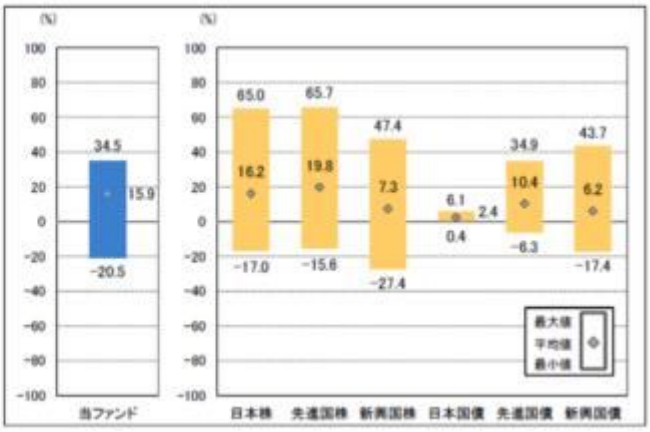

分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。（以下同じ。）
年間騰落率（各月末時点について１年前と比較したもの）は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。
なお、各ファンドは2013年9月30日に設定しているため、年間騰落率については2014年9月以降の騰落率を表示しています。また、分配金再投資基準価額については2013年9月末より表示しています。

上記は、各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2011年4月～2016年3月の５年間における年間騰落率（各月末時点について１年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。
各ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。なお、各ファンドは2013年9月30日に設定しているため、各ファンドの年間騰落率については2014年9月以降の平均・最大・最小を表示しています。
代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、各ファンドの投資対象とは限りません。

＊ 各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）配当込み
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）
※株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外（先進国・新興国）の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。
「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク（以下、MSCI）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
「NOMURA-BPI国債」とは、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
「シティ世界国債インデックス（除く日本）」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指数で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

① 申込手数料(受益権１口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た額とし、平成28年 6月17日現在における手数料率の上限は3.24%（税抜3%）です。なお、申込手数料には、消費税等相当額が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

④ 各ファンド間のスイッチングの場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞
商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

① 各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2204%（税抜1.13%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分（税抜）は、次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.35%	0.75%	0.03%

② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（ご参考）投資対象とする投資信託にかかる信託報酬等

● GS 米国フォーカス・グロース

信託報酬（運用報酬等）：投資顧問会社報酬として純資産総額に対し年率0.65%程度*

＊投資顧問会社報酬年率0.65%のほかに、管理会社報酬（年間37,500米ドルの固定報酬に加え、年間17,250米ドルを上限とした変動報酬）、受益者サービス報酬（年率0.05%または年間20,000米ドルのいずれか低い額）、受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、保管会社報酬、登録・名義書換事務代行会社報酬が別途かかります。なお、GS 米国フォーカス・グロースの受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、保管会社報酬、登録・名義書換事務代行会社報酬は、ファンドの純資産総額に基づき随時変更されるため、あらかじめ表示することができません。

● MHAM短期金融資産マザーファンド

信託報酬：かかりません。

各ファンドが純資産総額相当額の各外国投資信託証券を組入れたとした場合、全体として受益者が負担する実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率1.8704%程度（税込）となります。

この数値は、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。なお、GS 米国フォーカス・グロースの信託報酬（運用報酬等）については、定率である投資顧問会社報酬のほかに、固定報酬等の定めがある費用や純資産総額に基づき随時変更される費用がかかります。また、実際には、この他に定率により計算されない「その他の費用等」が別途かかります。

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

各ファンド		
	委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする外国投資信託		外国投資信託の信託財産の運用、管理等の対価

（4）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

② 各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等およびこれら手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③　「その他の費用等」については、各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）において発生する場合、その信託財産中から支弁されます。これらはそのファンドの価格に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（ご参考）投資対象とする投資信託証券における別途かかる費用等については、以下のとおりです。

● GS 米国フォーカス・グロース

(1)　申込手数料：ありません。

(2)　換金（解約）手数料：ありません。

(3)　その他の費用：信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、保管費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用およびファンド設立に係る費用（当初7,500米ドルを上限とした設立一時報酬を含む）　等

● MHAM短期金融資産マザーファンド

(1)　申込手数料：ありません。

(2)　換金（解約）手数料：ありません。

(3)　その他の費用：信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息　等

＜主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容＞

信託財産に関する租税	有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金に係る税、有価証券の譲渡益に係る税等
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理に係る諸経費
信託財産の財務諸表の監査に要する費用	監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

（５）【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

①　個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

＜収益分配時＞

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

＜一部解約時および償還時＞

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収

口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。以下同じ。）との損益通算ならびに３年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

※少額投資非課税制度をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

２．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、各ファンドについては、益金不算入制度の適用はありません。

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

１．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

２．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個別元本について

１．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

２．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

３．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別

に、個別元本の算出が行われる場合があります。

４．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金（特別分配金）」については、「②　収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。)

※　上記の内容は平成28年４月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。
※　課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
※　買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

５【運用状況】

以下の運用状況は平成28年 3月31日現在です。
投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、小数点第３位を切捨てており、端数調整は行っておりません。

（１）【投資状況】

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	644,212,868	97.61
親投資信託受益証券	日本	1,067,435	0.16
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	14,687,881	2.22
合計(純資産総額)		659,968,184	100.00

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	16,739,909,912	97.89
親投資信託受益証券	日本	25,817,470	0.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	333,831,228	1.95
合計(純資産総額)		17,099,558,610	100.00

（参考）ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	10,009,700	3.77
地方債証券	日本	118,688,428	44.80
特殊債券	日本	123,775,270	46.72
社債券	日本	1,000,970	0.37

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	11,439,026	4.31
合計(純資産総額)		264,913,394	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ＧＳ　米国フォーカス・グロース（為替ヘッジありクラス）	573,194,117	1.1	630,513,528	1.12	644,212,868	97.61
2	日本	親投資信託受益証券	ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド	1,044,457	1.0221	1,067,539	1.0220	1,067,435	0.16

ロ.種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（%）
投資信託受益証券	外国	97.61
親投資信託受益証券	国内	0.16
合計		97.77

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ＧＳ　米国フォーカス・グロース（為替ヘッジなしクラス）	13,076,011,492	1.26	16,475,774,479	1.28	16,739,909,912	97.89
2	日本	親投資信託受益証券	ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド	25,261,713	1.0221	25,819,996	1.0220	25,817,470	0.15

ロ.種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（%）
投資信託受益証券	外国	97.89
親投資信託受益証券	国内	0.15
合計		98.04

（参考）ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	特殊債券	第１７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	30,000,000	100.97	30,293,700	100.82	30,246,900	2	2016年 8月31日	11.41
2	日本	地方債証券	第６３９回東京都公募公債	30,000,000	101.31	30,395,700	100.80	30,240,000	1.83	2016年 9月20日	11.41
3	日本	特殊債券	第８６６回政府保証公営企業債券	30,000,000	100.90	30,272,700	100.74	30,224,700	2	2016年 8月18日	11.40
4	日本	特殊債券	第１３回政府保証日本政策投資銀行債券	23,000,000	101.35	23,312,570	100.78	23,181,470	2	2016年 8月25日	8.75
5	日本	地方債証券	平成２３年度第８回千葉県公募公債	23,000,000	100.34	23,078,780	100.21	23,050,140	0.35	2017年 2月24日	8.70
6	日本	特殊債券	第２６４回信金中金債（５年）	20,000,000	100.31	20,063,800	100.24	20,049,400	0.45	2016年11月25日	7.56
7	日本	地方債証券	平成２３年度第７回福岡市公募公債（５年）	20,000,000	100.29	20,058,800	100.21	20,042,000	0.4	2016年12月26日	7.56
8	日本	地方債証券	第３１回川崎市公募公債（５年）	19,820,000	100.24	19,868,757	100.16	19,852,504	0.27	2017年 3月17日	7.49
9	日本	特殊債券	第１３回日本高速道路保有・債務返済機構債券	10,000,000	101.00	10,100,900	100.41	10,041,000	1.96	2016年 6月20日	3.79
10	日本	特殊債券	い第７３９号農林債	10,000,000	100.45	10,045,400	100.31	10,031,800	0.5	2016年12月27日	3.78
11	日本	国債証券	第９７回利付国債（５年）	10,000,000	100.28	10,028,000	100.09	10,009,700	0.4	2016年 6月20日	3.77
12	日本	地方債証券	平成１８年度第１回静岡県公募公債	8,500,000	100.92	8,578,965	100.30	8,525,925	2	2016年 5月30日	3.21
13	日本	地方債証券	平成１８年度第２回北九州市公募公債	7,700,000	101.32	7,801,871	101.19	7,792,323	1.79	2016年12月20日	2.94
14	日本	地方債証券	平成１８年度第２回埼玉県公募公債	5,120,000	100.92	5,167,564	100.30	5,135,616	2	2016年 5月30日	1.93

15	日本	地方債証券	平成１８年度第１回堺市公募公債	4,000,000	101.76	4,070,760	101.24	4,049,920	1.84	2016年12月26日	1.52
16	日本	社債券	第９回広島ガス株式会社無担保社債	1,000,000	100.15	1,001,510	100.09	1,000,970	0.32	2016年12月20日	0.37

ロ.種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（%）
国債証券	国内	3.77
地方債証券	国内	44.80
特殊債券	国内	46.72
社債券	国内	0.37
合計		95.68

②【投資不動産物件】

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

（参考）ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）

平成28年3月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　(平成26年 3月17日)	2,946	3,117	1.0301	1.0901
第2計算期間末　(平成26年 9月17日)	1,647	1,723	1.0235	1.0705
第3計算期間末　(平成27年 3月17日)	1,181	1,254	1.0324	1.0964
第4計算期間末　(平成27年 9月17日)	815	815	0.9899	0.9899
第5計算期間末　(平成28年 3月17日)	667	667	0.9228	0.9228
平成27年 3月末日	1,164	—	1.0335	—
4月末日	1,107	—	1.0666	—
5月末日	989	—	1.0304	—
6月末日	904	—	0.9959	—
7月末日	899	—	1.0251	—
8月末日	802	—	0.9760	—
9月末日	739	—	0.9098	—
10月末日	789	—	0.9994	—
11月末日	778	—	1.0092	—
12月末日	741	—	0.9857	—
平成28年 1月末日	631	—	0.8767	—
2月末日	635	—	0.8887	—
3月末日	659	—	0.9394	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）

平成28年3月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　(平成26年 3月17日)	62,658	67,649	1.0420	1.1250
第2計算期間末　(平成26年 9月17日)	41,763	45,331	1.0533	1.1433
第3計算期間末　(平成27年 3月17日)	36,214	39,303	1.1723	1.2723
第4計算期間末　(平成27年 9月17日)	23,987	25,233	1.0585	1.1135

第5計算期間末　（平成28年 3月17日）	17,204	17,204	0.9302	0.9302
平成27年 3月末日	34,755	—	1.1619	—
4月末日	33,048	—	1.1877	—
5月末日	31,475	—	1.1996	—
6月末日	28,599	—	1.1449	—
7月末日	28,736	—	1.1941	—
8月末日	25,540	—	1.1034	—
9月末日	21,509	—	0.9687	—
10月末日	23,006	—	1.0744	—
11月末日	23,053	—	1.0991	—
12月末日	21,354	—	1.0542	—
平成28年 1月末日	18,016	—	0.9229	—
2月末日	16,997	—	0.8975	—
3月末日	17,099	—	0.9380	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

米国厳選成長株集中投資ファンド　Aコース（為替ヘッジあり）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成25年 9月30日～平成26年 3月17日	0.0600
第2計算期間	平成26年 3月18日～平成26年 9月17日	0.0470
第3計算期間	平成26年 9月18日～平成27年 3月17日	0.0640
第4計算期間	平成27年 3月18日～平成27年 9月17日	0.0000
第5計算期間	平成27年 9月18日～平成28年 3月17日	0.0000

米国厳選成長株集中投資ファンド　Bコース（為替ヘッジなし）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成25年 9月30日～平成26年 3月17日	0.0830
第2計算期間	平成26年 3月18日～平成26年 9月17日	0.0900
第3計算期間	平成26年 9月18日～平成27年 3月17日	0.1000
第4計算期間	平成27年 3月18日～平成27年 9月17日	0.0550
第5計算期間	平成27年 9月18日～平成28年 3月17日	0.0000

③【収益率の推移】

米国厳選成長株集中投資ファンド　Aコース（為替ヘッジあり）

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	平成25年 9月30日～平成26年 3月17日	9.01
第2計算期間	平成26年 3月18日～平成26年 9月17日	3.92
第3計算期間	平成26年 9月18日～平成27年 3月17日	7.12
第4計算期間	平成27年 3月18日～平成27年 9月17日	△4.12
第5計算期間	平成27年 9月18日～平成28年 3月17日	△6.78

（注１）収益率は期間騰落率。
（注２）小数点第３位四捨五入。

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	平成25年 9月30日～平成26年 3月17日	12.50
第2計算期間	平成26年 3月18日～平成26年 9月17日	9.72
第3計算期間	平成26年 9月18日～平成27年 3月17日	20.79
第4計算期間	平成27年 3月18日～平成27年 9月17日	△5.02
第5計算期間	平成27年 9月18日～平成28年 3月17日	△12.12

（注１）収益率は期間騰落率。
（注２）小数点第３位四捨五入。

（４）【設定及び解約の実績】

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	平成25年 9月30日～平成26年 3月17日	3,065,540,990	205,441,820	2,860,099,170
第2計算期間	平成26年 3月18日～平成26年 9月17日	110,091,454	1,360,424,510	1,609,766,114
第3計算期間	平成26年 9月18日～平成27年 3月17日	289,740,102	755,529,868	1,143,976,348
第4計算期間	平成27年 3月18日～平成27年 9月17日	45,613,222	365,249,480	824,340,090
第5計算期間	平成27年 9月18日～平成28年 3月17日	20,295,542	121,311,244	723,324,388

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間	平成25年 9月30日～平成26年 3月17日	64,335,595,989	4,202,702,822	60,132,893,167
第2計算期間	平成26年 3月18日～平成26年 9月17日	5,059,185,769	25,542,382,001	39,649,696,935
第3計算期間	平成26年 9月18日～平成27年 3月17日	9,662,883,568	18,421,536,008	30,891,044,495
第4計算期間	平成27年 3月18日～平成27年 9月17日	1,574,186,613	9,804,446,102	22,660,785,006
第5計算期間	平成27年 9月18日～平成28年 3月17日	1,378,318,076	5,543,732,289	18,495,370,793

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

《 Aコース 》

（2016年3月31日現在）

基準価額・純資産の推移

（1万口当たり）

基準価額	9,394円

純資産総額	6.60億円

※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。（以下同じ。）
※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。（以下同じ。）

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

2016年３月	0円
2015年９月	0円
2015年３月	640円
2014年９月	470円
2014年３月	600円
設定来累計	1,710円

設定来：2013年9月30日以降

主要な資産の状況

※各比率は純資産総額に対する組入比率を表示（小数点第二位四捨五入）しています。

＜資産の組入比率＞

資産	比率(%)
ＧＳ 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジありクラス）受益証券	97.6
ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド受益証券	0.2
現金・預金・その他の資産	2.2
合　　計	100.0

主要投資対象である投資対象ファンドの運用状況（組入上位 10 銘柄）

● GS 米国フォーカス・グロース

順位	銘柄名	業種	比率(%)
1	アップル	情報技術	9.6
2	アルファベット クラスＡ	情報技術	8.6
3	マスターカード	情報技術	7.1
4	アメリカンタワー	金融	6.8
5	コストコホールセール	生活必需品	6.7
6	ウォルグリーン・ブーツ・アライアンス	生活必需品	6.6
7	エクイニクス	金融	6.4
8	フェイスブック	情報技術	5.8
9	ナイキ	一般消費財・サービス	5.4
10	ホールフーズ・マーケット	生活必需品	5.1

※2016年3月30日現在
※比率は、上記外国投資信託の純資産総額に対する組入比率です。

● MHAM 短期金融資産マザーファンド

順位	銘柄名	種類（種別）	比率(%)
1	第17回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	特殊債券	11.4
2	第639回東京都公募公債	地方債証券	11.4
3	第866回政府保証公営企業債券	特殊債券	11.4
4	第13回政府保証日本政策投資銀行債券	特殊債券	8.8
5	平成23年度第8回千葉県公募公債	地方債証券	8.7
6	第264回信金中金債（5年）	特殊債券	7.6
7	平成23年度第7回福岡市公募公債（5年）	地方債証券	7.6
8	第31回川崎市公募公債（5年）	地方債証券	7.5
9	第13回日本高速道路保有・債務返済機構債券	特殊債券	3.8
10	い第739号農林債	特殊債券	3.8

※2016年3月31日現在
※比率は、上記マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

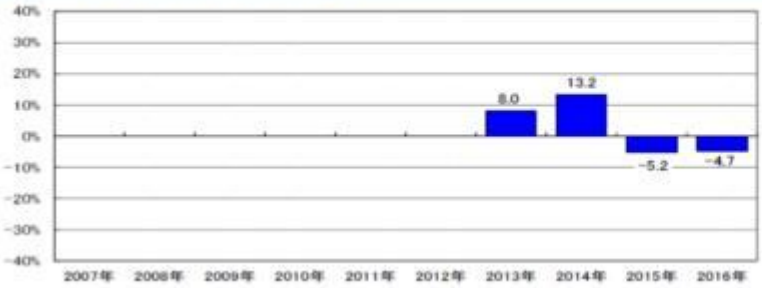

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※当ファンドにはベンチマークはありません。
※2013年は設定日（9月30日）から年末までの収益率、2016年は1月から3月末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。
※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

《 Bコース 》

（2016年3月31日現在）

基準価額・純資産の推移

（1万口当たり）

基準価額	9,380円

純資産総額	171.00億円

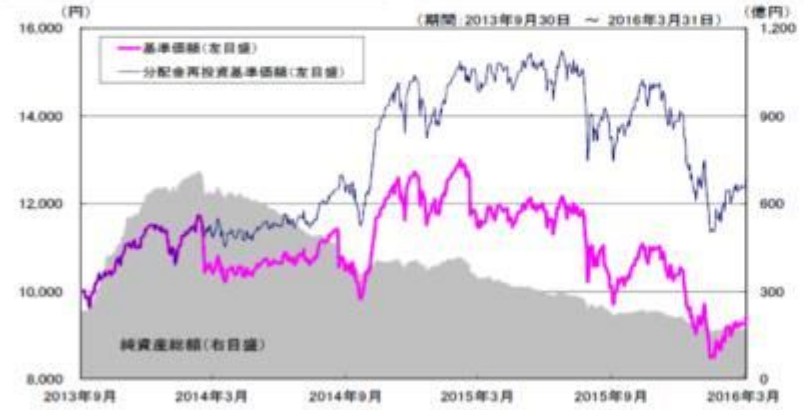

※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。（以下同じ。）
※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しています。（以下同じ。）

分配の推移

（1万口当たり、税引前）

2016年３月	0円
2015年９月	550円
2015年３月	1,000円
2014年９月	900円
2014年３月	830円
設定来累計	3,280円

設定来：2013年9月30日以降

主要な資産の状況

※各比率は純資産総額に対する組入比率を表示（小数点第二位四捨五入）しています。

＜資産の組入比率＞

資産	比率(%)
ＧＳ 米国フォーカス・グロース（為替ヘッジなしクラス）受益証券	97.9
ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド受益証券	0.2
現金・預金・その他の資産	2.0
合　　計	100.0

主要投資対象である投資対象ファンドの運用状況（組入上位 10 銘柄）

● GS 米国フォーカス・グロース

順位	銘柄名	業種	比率(%)
1	アップル	情報技術	9.6
2	アルファベット クラスＡ	情報技術	8.6
3	マスターカード	情報技術	7.1
4	アメリカンタワー	金融	6.8
5	コストコホールセール	生活必需品	6.7
6	ウォルグリーン・ブーツ・アライアンス	生活必需品	6.6
7	エクイニクス	金融	6.4
8	フェイスブック	情報技術	5.8
9	ナイキ	一般消費財・サービス	5.4
10	ホールフーズ・マーケット	生活必需品	5.1

※2016年3月30日現在
※比率は、上記外国投資信託の純資産総額に対する組入比率です。

● MHAM 短期金融資産マザーファンド

順位	銘柄名	種類（種別）	比率(%)
1	第17回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	特殊債券	11.4
2	第639回東京都公募公債	地方債証券	11.4
3	第866回政府保証公営企業債券	特殊債券	11.4
4	第13回政府保証日本政策投資銀行債券	特殊債券	8.8
5	平成23年度第8回千葉県公募公債	地方債証券	8.7
6	第264回信金中金債（5年）	特殊債券	7.6
7	平成23年度第7回福岡市公募公債（5年）	地方債証券	7.6
8	第31回川崎市公募公債（5年）	地方債証券	7.5
9	第13回日本高速道路保有・債務返済機構債券	特殊債券	3.8
10	い第739号農林債	特殊債券	3.8

※2016年3月31日現在
※比率は、上記マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

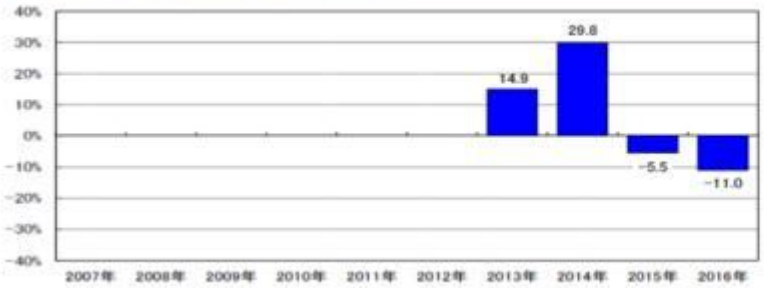

※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※当ファンドにはベンチマークはありません。
※2013年は設定日（9月30日）から年末までの収益率、2016年は1月から3月末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。
※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日もしくはロンドン証券取引所の休業日、またはニューヨークの銀行の休業日もしくはロンドンの銀行の休業日のいずれかにあたる場合には、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けはいたしません。

(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。

(7) 各コース間の乗換え（スイッチング）による受益権の取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定めるスイッチングにかかる申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

※　スイッチングとは、現在保有しているファンド（ＡコースまたはＢコース）を換金（解約請求）すると同時に他のファンド（ＡコースまたはＢコース）の取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

※　販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受け付けない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※　スイッチングの際には、解約請求時と同様の税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご留意ください。

(8) 販売会社によっては「Ａコース」もしくは「Ｂコース」のどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(9) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、１口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(10) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および同法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付けを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し１万口単位または１口単位をもって解約を請求することができます。

※　解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後３時までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所の休業日もしくはロンドン証券取引所の休業日、またはニューヨークの銀行の休業日もしくはロンドンの銀行の休業日のいずれかにあたる場合には、解約請求の受付けはいたしません。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 解約代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、６営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の解約請求の受付けの停止・取消しまたは延期、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合（一部解約の実行の請求金額が多額な場合を含みます。）、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た

信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

外国投資信託受益証券：計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

② 各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成25年９月30日から平成35年9月15日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として毎年３月18日から９月17日まで、および９月18日から翌年３月17日までとします。ただし、第１計算期間は、平成25年９月30日から平成26年３月17日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

１．委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合（外国投資信託が繰上償還する場合をいいます。）には、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。

２．委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。

ａ．信託終了前に、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。

ｂ．やむを得ない事情が発生したとき。

ｃ．信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が20億口を下回ることとなるとき。

３．前記１．または２．により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

４．委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。

ａ．委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。

ｂ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「② 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｃ．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

② 信託約款の変更等

１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更等」および「③書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

２．委託会社は、前記１．の事項（前記１．の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記１.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。

３．投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

４．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 書面決議

１．委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の２週間前までに、信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ａ．信託契約の解約の場合　信託契約の解約の理由など

ｂ．重大な約款の変更等の場合　重大な約款の変更等の内容およびその理由など

２．書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この２．において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

３．書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって

行います。

４．書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

５．信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④　償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

※　償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

⑤　委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

１．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

２．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑥　関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

１．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則１年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

２．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦　信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.mizuho-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨　運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。

・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）

の交付の請求があった場合には、交付いたします。

http://www.mizuho-am.co.jp/

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）
米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【米国厳選成長株集中投資ファンド　Aコース（為替ヘッジあり）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間 (平成27年 9月17日現在)	第5期計算期間 (平成28年 3月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	19,969,372
コール・ローン	24,408,820	-
投資信託受益証券	798,749,889	652,348,592
親投資信託受益証券	1,432,399	1,067,539
未収利息	35	-
流動資産合計	824,591,143	673,385,503
資産合計	824,591,143	673,385,503
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,530,519	1,548,271
未払受託者報酬	160,459	115,986
未払委託者報酬	5,883,308	4,252,692
その他未払費用	26,676	19,272
流動負債合計	8,600,962	5,936,221
負債合計	8,600,962	5,936,221
純資産の部		
元本等		
元本	824,340,090	723,324,388
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△8,349,909	△55,875,106
（分配準備積立金）	1,131,045	965,659
元本等合計	815,990,181	667,449,282
純資産合計	815,990,181	667,449,282
負債純資産合計	824,591,143	673,385,503

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 (自　平成27年 3月18日 至　平成27年 9月17日)	第5期計算期間 (自　平成27年 9月18日 至　平成28年 3月17日)
営業収益		
受取配当金	-	3,149,305
受取利息	6,180	4,134
有価証券売買等損益	△29,051,106	△51,350,462
営業収益合計	△29,044,926	△48,197,023
営業費用		
受託者報酬	160,459	115,986
委託者報酬	5,883,308	4,252,692
その他費用	26,676	19,272
営業費用合計	6,070,443	4,387,950
営業利益又は営業損失（△）	△35,115,369	△52,584,973
経常利益又は経常損失（△）	△35,115,369	△52,584,973
当期純利益又は当期純損失（△）	△35,115,369	△52,584,973
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,416,193	△4,888,135
期首剰余金又は期首欠損金（△）	37,072,105	△8,349,909
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,964	1,222,238
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,222,238
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,964	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,773,802	1,050,597
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,773,802	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,050,597
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△8,349,909	△55,875,106

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第5期計算期間 (自 平成27年 9月18日 至 平成28年 3月17日)
１有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第4期計算期間 (平成27年 9月17日現在)	第5期計算期間 (平成28年 3月17日現在)
1　計算期間末日における受益権の総数 824,340,090口	1　計算期間末日における受益権の総数 723,324,388口
2　元本の欠損金額 純資産額は元本を8,349,909円下回っております。	2　元本の欠損金額 純資産額は元本を55,875,106円下回っております。
3　計算期間末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産の額　0.9899円 （1万口当たり純資産の額）　(9,899円)	3　計算期間末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産の額　0.9228円 （1万口当たり純資産の額）　(9,228円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期計算期間 (自 平成27年 3月18日 至 平成27年 9月17日)	第5期計算期間 (自 平成27年 9月18日 至 平成28年 3月17日)
１分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(555,772円)、分配準備積立金(1,131,045円)より、分配対象収益は1,686,817円(1万口当たり20円)でありますが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。	１分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(514,458円)、分配準備積立金(965,659円)より、分配対象収益は1,480,117円(1万口当たり20円)でありますが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	第4期計算期間 (自 平成27年 3月18日 至 平成27年 9月17日)	第5期計算期間 (自 平成27年 9月18日 至 平成28年 3月17日)
１金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
２金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

項目	第4期計算期間 (自 平成27年 3月18日 至 平成27年 9月17日)	第5期計算期間 (自 平成27年 9月18日 至 平成28年 3月17日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間 (平成27年 9月17日現在)	第5期計算期間 (平成28年 3月17日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1)有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

第4期計算期間(自 平成27年 3月18日 至 平成27年 9月17日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△17,540,116
親投資信託受益証券	△1
合計	△17,540,117

第5期計算期間(自 平成27年 9月18日 至 平成28年 3月17日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△38,850,125
親投資信託受益証券	103
合計	△38,850,022

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期計算期間 (自 平成27年 3月18日 至 平成27年 9月17日)	第5期計算期間 (自 平成27年 9月18日 至 平成28年 3月17日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

期別 項目	第4期計算期間 (平成27年 9月17日現在)	第5期計算期間 (平成28年 3月17日現在)
期首元本額	1,143,976,348円	824,340,090円
期中追加設定元本額	45,613,222円	20,295,542円
期中一部解約元本額	365,249,480円	121,311,244円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（平成28年 3月17日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本・円	ＧＳ　米国フォーカス・グロース（為替ヘッジありクラス）	591,431,181	652,348,592	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.7%	591,431,181	652,348,592 99.8%	
	合計			652,348,592	
親投資信託受益証券	日本・円	ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド	1,044,457	1,067,539	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	1,044,457	1,067,539 0.2%	
	合計			1,067,539	
合計				653,416,131	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【米国厳選成長株集中投資ファンド　Bコース（為替ヘッジなし）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第4期計算期間 (平成27年 9月17日現在)	第5期計算期間 (平成28年 3月17日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	511,189,879
コール・ローン	1,936,687,303	-
投資信託受益証券	23,514,952,866	16,795,568,669
親投資信託受益証券	35,316,541	25,819,996
未収入金	164,200,000	146,900,000
未収利息	2,845	-
流動資産合計	25,651,159,555	17,479,478,544
資産合計	25,651,159,555	17,479,478,544
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,246,343,175	-
未払解約金	230,084,468	149,110,942
未払受託者報酬	4,954,279	3,319,384
未払委託者報酬	181,656,815	121,710,675
その他未払費用	825,646	553,170
流動負債合計	1,663,864,383	274,694,171
負債合計	1,663,864,383	274,694,171
純資産の部		
元本等		
元本	22,660,785,006	18,495,370,793
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,326,510,166	△1,290,586,420
（分配準備積立金）	665,203,040	508,381,915
元本等合計	23,987,295,172	17,204,784,373
純資産合計	23,987,295,172	17,204,784,373
負債純資産合計	25,651,159,555	17,479,478,544

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期計算期間 (自　平成27年 3月18日 至　平成27年 9月17日)	第5期計算期間 (自　平成27年 9月18日 至　平成28年 3月17日)
営業収益		
受取配当金	-	89,517,248
受取利息	193,953	117,106
有価証券売買等損益	△1,131,986,232	△2,623,097,990
営業収益合計	△1,131,792,279	△2,533,463,636
営業費用		
受託者報酬	4,954,279	3,319,384
委託者報酬	181,656,815	121,710,675
その他費用	825,646	553,170
営業費用合計	187,436,740	125,583,229
営業利益又は営業損失（△）	△1,319,229,019	△2,659,046,865
経常利益又は経常損失（△）	△1,319,229,019	△2,659,046,865
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,319,229,019	△2,659,046,865
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△10,981,679	△307,556,566
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,323,545,364	1,326,510,166
剰余金増加額又は欠損金減少額	247,261,791	57,165,780
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	247,261,791	57,165,780
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,689,706,474	322,772,067
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,689,706,474	322,772,067
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	1,246,343,175	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,326,510,166	△1,290,586,420

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第5期計算期間 (自 平成27年 9月18日 至 平成28年 3月17日)
１有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第4期計算期間 (平成27年 9月17日現在)	第5期計算期間 (平成28年 3月17日現在)
1　計算期間末日における受益権の総数 22,660,785,006口	1　計算期間末日における受益権の総数 18,495,370,793口
2　元本の欠損金額 ―――――――――	2　元本の欠損金額 純資産額は元本を1,290,586,420円下回っております。
3　計算期間末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産の額　1.0585円 （1万口当たり純資産の額）　(10,585円)	3　計算期間末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産の額　0.9302円 （1万口当たり純資産の額）　(9,302円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

<table>
<tr><th>第4期計算期間
(自 平成27年 3月18日
至 平成27年 9月17日)</th><th>第5期計算期間
(自 平成27年 9月18日
至 平成28年 3月17日)</th></tr>
<tr><td>1 分配金の計算過程

計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(661,307,126円)、分配準備積立金(1,911,546,215円)より、分配対象収益は2,572,853,341円(1万口当たり1,135円)であり、うち1,246,343,175円(1万口当たり550円)を分配金額としております。
<table>
<tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr>
<tr><td>配当等収益</td><td>A</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>有価証券売買等損益</td><td>B</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>収益調整金</td><td>C</td><td>661,307,126円</td></tr>
<tr><td>分配準備積立金</td><td>D</td><td>1,911,546,215円</td></tr>
<tr><td>分配可能額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,572,853,341円</td></tr>
<tr><td>収益分配額</td><td>F</td><td>1,246,343,175円</td></tr>
</table></td><td>1 分配金の計算過程

計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(176,581,074円)、分配準備積立金(508,381,915円)より、分配対象収益は684,962,989円(1万口当たり370円)でありますが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。</td></tr>
</table>

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	第4期計算期間 (自 平成27年 3月18日 至 平成27年 9月17日)	第5期計算期間 (自 平成27年 9月18日 至 平成28年 3月17日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左

項目	第4期計算期間 (自 平成27年 3月18日 至 平成27年 9月17日)	第5期計算期間 (自 平成27年 9月18日 至 平成28年 3月17日)
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2.金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期計算期間 (平成27年 9月17日現在)	第5期計算期間 (平成28年 3月17日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(１)有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (２)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 同左 (２)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

第4期計算期間(自 平成27年 3月18日 至 平成27年 9月17日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△1,027,194,513
親投資信託受益証券	△1
合計	△1,027,194,514

第5期計算期間(自 平成27年 9月18日 至 平成28年 3月17日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△2,135,355,267
親投資信託受益証券	2,525
合計	△2,135,352,742

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期計算期間 (自 平成27年 3月18日 至 平成27年 9月17日)	第5期計算期間 (自 平成27年 9月18日 至 平成28年 3月17日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

期別 項目	第4期計算期間 (平成27年 9月17日現在)	第5期計算期間 (平成28年 3月17日現在)
期首元本額	30,891,044,495円	22,660,785,006円
期中追加設定元本額	1,574,186,613円	1,378,318,076円
期中一部解約元本額	9,804,446,102円	5,543,732,289円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（平成28年 3月17日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本・円	ＧＳ　米国フォーカス・グロース（為替ヘッジなしクラス）	13,238,408,347	16,795,568,669	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.6%	13,238,408,347	16,795,568,669 99.8%	
	合計			16,795,568,669	
親投資信託受益証券	日本・円	ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド	25,261,713	25,819,996	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.2%	25,261,713	25,819,996 0.2%	
	合計			25,819,996	
合計				16,821,388,665	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

各ファンドは、「Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust」及び「MHAM短期金融資産マザーファンド」を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」の全額は、「Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust」の各クラスの受益証券、また「親投資信託受益証券」の全額は、「MHAM短期金融資産マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trustの状況

同ファンドは、計算期間終了後、同ファンドの有する国籍において、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表を作成しております。

なお、本書に添付した同ファンドの財務諸表は、同ファンドの運用会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントから入手した2015年12月31日終了年度に対する原文を委託会社が誠実に和訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり、監査法人による監査は受けておらず、正確性を保証するものではありません。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
投資明細書
2015年12月31日現在

保有数	銘柄	公正価値	純資産比率（%）
	普通株式		
	米ドル建て		
1,468,953	Abbott Laboratories	$65,970,679	6.47
87,394	Allergan PLC	27,310,625	2.68
116,260	Alphabet Inc, Class A	90,451,443	8.87
634,636	American Tower Corp	61,527,960	6.04
893,102	Apple Inc	94,007,917	9.22

104,354	Biogen Inc	31,968,848	3.14
603,528	BorgWarner Inc	26,090,515	2.56
354,888	Costco Wholesale Corp	57,314,412	5.62
249,821	Equinix Inc	75,545,870	7.41
168,136	Intercontinental Exchange Inc	43,086,531	4.23
273,735	Kansas City Southern	20,439,793	2.01
2,407,715	Kate Spade & Co	42,785,096	4.20
210,092	LinkedIn Corp, Class A	47,287,507	4.64
671,640	MasterCard Inc, Class A	65,390,870	6.42
44,239	Priceline Group Inc	56,402,513	5.53
3,948,294	SLM Corp	25,742,877	2.53
251,110	Vertex Pharmaceuticals Inc	31,597,171	3.10
729,580	Walgreens Boots Alliance Inc	62,127,385	6.10
1,542,418	Whole Foods Market Inc	51,671,003	5.07
	普通株式合計	**$976,719,015**	**95.84**

保有数	銘柄	公正価値	純資産比率（%）
	投資ファンド*		
	米ドル建て		
44,352,994	Goldman Sachs US$ Liquid Reserves Fund, Class X, 0.42%	$44,352,994	4.35
	投資ファンド合計	**$44,352,994**	**4.35**

トレーディング目的で保有する為替予約

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手	未実現損失	純資産比率（%）
04/01/2016	JPY	110,200,000	USD	916,424	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	$(343)	(0.00)
トレーディング目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						**$(343)**	**(0.00)**

クラス受益証券のヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手	未実現利益	純資産比率（%）
28/01/2016	JPY	239,403,000	USD	1,950,028	バンク・オブ・アメリカ・セキュリティーズ・エヌエー	$41,152	0.00
28/01/2016	JPY	255,855,264	USD	2,083,868	ジェイピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー	44,150	0.01

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust

投資明細書

2015年12月31日現在

クラス受益証券のヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手	未実現利益	純資産比率（%）
28/01/2016	JPY	255,855,264	USD	2,087,285	ステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	$40,732	0.00
クラス受益証券のヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利益合計						**$126,034**	**0.01**

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手	未実現損失	純資産比率（%）
28/01/2016	USD	153,370	JPY	18,662,000	ステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	$(1,847)	(0.00)
28/01/2016	USD	321,802	JPY	38,777,851	ジェイピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー	(725)	(0.00)
クラス受益証券のヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						**$(2,572)**	**(0.00)**

投資合計	公正価値	純資産比率（%）
普通株式合計	$976,719,015	95.84
投資ファンド合計	44,352,994	4.35
クラス受益証券のヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利益合計	126,034	0.01
クラス受益証券のヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(2,572)	(0.00)
トレーディング目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(343)	(0.00)
その他の資産および負債	(2,030,598)	(0.20)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	**$1,019,164,530**	**100.00**

業界集中度	2015年12月31日現在 公正価値
一般消費財・サービス	$125,278,124
消費財（生活必需品）	171,112,800
金融	205,903,238
ヘルスケア	156,847,323
資本財・サービス	20,439,793
情報技術	297,137,737
合計	**$976,719,015**

*関連ファンドを表す。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
投資明細書
2014年12月31日現在

保有数	銘柄	公正価値	純資産比率（%）
	普通株式		
	米ドル建て		
462,505	American Tower Corp	$45,718,619	5.32
441,707	Anadarko Petroleum Corp	36,440,828	4.24
78,143	Biogen Inc	26,525,641	3.09
1,453,439	CBRE Group Inc, Class A	49,780,286	5.79
246,254	Celgene Corp	27,545,972	3.20
247,164	Costco Wholesale Corp	35,035,497	4.08
1,679,327	EMC Corp	49,943,185	5.81
221,306	Equinix Inc	50,176,709	5.84
207,681	Intercontinental Exchange Inc	45,542,367	5.30
345,846	Kansas City Southern	42,203,587	4.91
1,449,989	Kate Spade & Co	46,414,148	5.40
177,937	LinkedIn Corp, Class A	40,873,908	4.75
934,296	Mylan Inc	52,666,266	6.13
1,703,914	Navient Corp	36,821,582	4.28
39,129	Priceline Group Inc	44,615,277	5.19
398,984	PVH Corp	51,137,779	5.95
440,202	QUALCOMM Inc	32,720,215	3.81
3,327,838	SLM Corp	33,910,669	3.95
991,610	Whole Foods Market Inc	49,996,976	5.82
676,652	Yum! Brands Inc	49,294,098	5.73
	普通株式合計	**$847,363,609**	**98.59**

トレーディング目的で保有する為替予約

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手	未実現利益	純資産比率（%）
05/01/2015	JPY	57,800,000	USD	479,827	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー	$4,375	0.00
トレーディング目的で保有する為替予約に係る未実現利益合計						**$4,375**	**0.00**

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手	未実現損失	純資産比率（%）
05/01/2015	USD	39,014	JPY	4,700,000	バンク・オブ・アメリカ・セキュリティーズ・エヌエー	$(359)	(0.00)
トレーディング目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						**$(359)**	**(0.00)**

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
投資明細書
2014年12月31日現在

クラス受益証券のヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手	未実現利益	純資産比率（%）
15/01/2015	JPY	4,700,000	USD	39,017	バンク・オブ・アメリカ・セキュリティーズ・エヌエー	$359	0.00
15/01/2015	JPY	30,809,141	USD	258,011	ユービーエス・エージ―	106	0.00
15/01/2015	USD	145,968	JPY	16,924,000	ステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	4,180	0.00
15/01/2015	USD	172,163	JPY	20,486,000	ジェイピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー	532	0.00
15/01/2015	USD	309,569	JPY	36,800,000	モルガン・スタンレー	1,260	0.00
クラス受益証券のヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利益合計						**$6,437**	**0.00**

満期日	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手	未実現利益	純資産比率（%）
15/01/2015	JPY	25,740,777	USD	216,035	ロイヤル・バンク・オブ・カナダ	$(379)	(0.00)
15/01/2015	JPY	462,540,000	USD	3,875,885	ジェイピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー	(741)	(0.00)
15/01/2015	JPY	469,931,819	USD	3,937,179	メリル・リンチ	(106)	(0.00)
15/01/2015	JPY	469,931,819	USD	3,938,862	ステートストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	(1,789)	(0.00)
クラス受益証券のヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						**$(3,015)**	**(0.00)**

投資合計	公正価値	純資産比率（%）
普通株式合計	$847,363,609	98.59
クラス受益証券のヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利益合計	6,437	0.00
トレーディング目的で保有する為替予約に係る未実現利益合計	4,375	0.00
クラス受益証券のヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(3,015)	(0.00)
トレーディング目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(359)	(0.00)
その他の資産および負債	12,100,820	1.41
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	**$859,471,867**	**100.00**

業界集中度	2014年12月31日現在 公正価値
一般消費財・サービス	$191,461,302
消費財（生活必需品）	85,032,473
エネルギー	36,440,828
金融	211,773,523
ヘルスケア	106,737,879
資本財・サービス	42,203,587
情報技術	173,714,017
合計	**$847,363,609**

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財政状態計算書
2015年12月31日現在

資産	注記	2015年12月31日	2014年12月31日
流動資産			
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	3 (c)	$1,021,198,043	$847,374,421
未収金：			
配当金		275,928	318,571
投資売却代金		—	12,551,013
受益証券発行代金	3 (f), 8	16,600,000	13,587,661
その他資産		120,011	173,597
現金および現金同等物	3 (d), 12	125,664	139,537
資産合計		**$1,038,319,646**	**$874,144,800**
負債			
流動負債			
損益を通じて公正価値で測定される金融負債	3 (c)	$2,915	$3,374
未払金：			
投資購入代金		17,074,813	11,871,474
受益証券買戻代金	3 (f), 8	1,116,540	1,561,133
投資運用報酬	7 (a)	529,759	637,627
販売報酬	7 (d)	202,633	230,476
管理事務代行報酬	7 (c)	56,856	135,616
監査報酬		46,535	45,705
弁護士報酬		40,934	57,740
受託報酬	7 (c)	17,017	42,700
印刷手数料		15,632	23,484
保管サービス報酬	7 (c)	11,595	37,799
名義書換事務代行報酬	7 (f)	11,585	7,167
代行協会員報酬	7 (g)	10,863	12,073
受益者サービス報酬	7 (h)	3,342	3,342
管理報酬	7 (b)	—	450

その他の未払報酬	14,097	2,773
負債合計	**$19,155,116**	**$14,672,933**
（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	**$1,019,164,530**	**$859,471,867**

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
包括利益計算書
2015年12月31日終了事業年度

	注記	2015年12月31日	2014年12月31日
収益			
受取利息	3 (b)	$49,402	$8,236
受取配当金	3 (b)	14,555,406	10,618,034
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る実現純利益（損失）：			
投資		17,172,823	68,525,458
為替予約		(319,354)	(2,235,282)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る未実現利益（損失）の純変動額：			
投資		(64,073,006)	41,436,093
為替予約		119,809	599,825
純収益（損失）		**$(32,494,920)**	**$118,952,364**
運用費用			
投資運用報酬	7 (a)	$3,391,419	$5,061,797
販売報酬	7 (d)	1,352,131	1,449,729
管理事務代行報酬	7 (c)	327,906	282,929

受託報酬	7 (c)	102,726	95,263
保管サービス報酬	7 (c)	71,167	81,325
設立費用	3 (b)	53,294	53,338
代行協会員報酬	7 (g)	47,722	51,167
監査報酬		46,010	51,884
管理報酬	7 (b)	40,200	16,508
弁護士報酬		30,000	26,568
名義書換事務代行報酬	7 (f)	27,865	38,988
受益者サービス報酬	7 (h)	19,779	19,889
印刷手数料		16,776	30,701
募集費用	3 (b)	—	16,755
その他の報酬		17,491	7,769
運用費用合計		**5,544,486**	**7,284,610**
運用による純利益（損失）		**$(38,039,406)**	**$111,667,754**
財務費用：			
参加受益証券保有者に対する分配金	3 (g), 10	25,053,583	15,533,448
分配後税引前利益（損失）		**(63,092,989)**	**96,134,306**
税金		(4,366,672)	(3,185,410)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		**$(67,459,661)**	**$92,948,896**

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
2015年12月31日終了事業年度

	注記	2015年12月31日	2014年12月31日
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		$859,471,867	$857,349,954
買戻可能参加受益証券の発行による受取額合計	8	568,476,541	536,431,576
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払額合計	8	(341,324,217)	(627,258,559)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		(67,459,661)	92,948,896
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		**$1,019,164,530**	**$859,471,867**

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust

キャッシュ・フロー計算書

2015年12月31日終了事業年度

	注記	2015年12月31日	2014年12月31日
運用活動によるキャッシュ・フロー			
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		$(67,459,661)	$92,948,896
調整：			
現金に係る為替差益（差損）		(4,323)	(90,921)

参加受益証券保有者に対する分配金	3 (g), 10	25,053,583	15,533,448
受取利息	3 (b)	(49,402)	(8,236)
受取配当金	3 (b)	(14,555,406)	(10,618,034)
税金		4,366,672	3,185,410
合計		**$(52,648,537)**	**$100,950,563**
運用資産の純（増加）減少額：			
未収金：			
投資売却代金		12,551,013	(12,551,013)
費用払戻	3 (b)	—	70,858
その他資産		53,586	70,092
損益を通じて公正価値で測定される金融資産		(173,823,622)	(17,080,900)
運用負債の純増加（減少）額：			
未払金：			
投資購入代金		5,203,339	(18,767,448)
投資運用報酬	7 (a)	(107,868)	(494,470)
管理事務代行報酬	7 (c)	(78,760)	60,918
販売報酬	7 (d)	(27,843)	(42,461)
保管サービス報酬	7 (c)	(26,204)	16,101
受託報酬	7 (c)	(25,683)	24,965
弁護士報酬		(16,806)	11,517
印刷手数料		(7,852)	10,560
代行協会員報酬	7 (g)	(1,210)	3,997
管理報酬	7 (b)	(450)	(61,800)
受益者サービス報酬	7 (h)	—	(3,397)
監査報酬		830	6,704
名義書換事務代行報酬	7 (f)	4,418	4,791
その他の未払報酬		11,324	2,468
損益を通じて公正価値で測定される金融負債		(459)	(533,761)
運用活動により生じた（に使用した）現金		**$(208,940,784)**	**$51,698,284**
利息受取額（税引後）	3 (b)	49,352	8,236
配当金受取額（税引後）	3 (b)	10,231,427	7,351,014
運用活動により生じた（に使用した）純現金額		**$(198,660,005)**	**$59,057,534**
財務活動によるキャッシュ・フロー：			
買戻可能参加受益証券の発行による受取額		$542,136,619	$544,496,106
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払額		(341,768,810)	(625,733,394)
参加受益証券保有者に対する分配金		(1,726,000)	(3,240,000)
財務活動により生じた（に使用した）純現金額		**$198,641,809**	**$(84,477,288)**
現金に係る為替差益（差損）		4,323	90,921
現金の純増加（減少）額		(13,873)	(25,328,833)
期首における現金および現金同等物		139,537	25,468,370
期末における現金および現金同等物		**$125,664**	**$139,537**
非現金取引			
分配金の再投資		23,327,583	12,293,448

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

1. 組織

ゴールドマン・サックス米国フォーカス・グロース株式サブトラスト（以下「サブトラスト」といいます。）は、ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト（以下「トラスト」といいます。）の個別のサブトラストであり、2013年11月29日付のブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（その役割において、以下「受託会社」といいます。）とシーエス（ケイマン）リミテッド（その役割において、以下「管理会社」といいます。）との間の追補信託証書（2013年3月11日付信託証書に対するもの）によって設立されたケイマン諸島のユニット・トラストです。

サブトラストの関連当事者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エルピー（以下「GSAM」といいます。）は、投資運用契約（以下「運用契約」といいます。）に従って投資運用会社としての役割を果たします。投資運用会社は、サブトラストの投資に関する日々の運用の状況を監督および監視する責任を負います。投資運用会社は、マスター・インターカンパニー・サブアドバイザリー・アグリーメントおよびマスター・インターカンパニー・サブアドバイザリー・アンド・パーティシペーティング・アフィリエイト・サービシズ・アグリーメント（以下総称して「投資顧問契約」といいます。）に従って、関連当事者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMI」といいます。）を投資顧問会社として任命しました。投資顧問契約に基づき、GSAMIはサブトラストに継続的かつ専門的な投資アドバイスを提供し、サブトラストに代わってすべての取引を実行・管理します。

サブトラストおよびそのクラス受益証券は、以下の日に運用を開始しました。

クラス受益証券	運用開始日
クラスI（半期分配型）（米ドル）受益証券	2013年3月28日
クラスIO（毎月分配型）（米ドル）受益証券	2013年5月23日
クラス米ドル（四半期分配型）受益証券	2013年8月2日
クラスP（累積投資型）（米ドル）受益証券	2013年8月15日
クラスP（毎月分配型）（米ドル）受益証券	2013年8月15日
クラスI（累積投資型）（米ドル）受益証券	2013年8月15日
クラスI（毎月分配型）（米ドル）受益証券	2013年8月15日
クラスF（半期分配型）（日本円）受益証券	2013年9月30日
クラスF（半期分配型）（日本円ヘッジ付）受益証券	2013年9月30日

本財務諸表は、サブトラストの機能通貨かつ表示通貨である米ドルで表示されています。投資運用会社は、当該通貨がサブトラストの対象となる取引、事象および状況の経済的な影響を最も正確に表すと考えています。

2. 投資目的

サブトラストは投資目的として、主に投資運用会社が本質的価値に対して割安な株価で取引されている成長企業であると確信する、比較的少数の米国発行体の株式に直接的または間接的に投資することによって、受益証券保有者に長期的成長を提供することを目指しています。

3. 重要な会計方針の要約

(a) 財務諸表

財務諸表の作成の基礎

本財務諸表は国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に準拠して作成されています。本財務諸表は取得原価主義に基づいて作成されていますが、金融資産および金融負債（デリバティブ商品を含む）については、損益を通じて公正価値で再評価することによって修正が加えられています。本財務諸表の作成にあたり、経営陣は、財務諸表および添付の注記で報告される金額に影響を与える可能性のある一定の見積りおよび仮定を行うことが要求されます。実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

i.　サブトラストが早期適用した基準、基準の修正および解釈指針

サブトラストが早期適用した基準、基準の修正および解釈指針はありません。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

3.　重要な会計方針の要約

(a)　財務諸表

財務諸表の作成の基礎

ii.　2015年1月1日以降に開始する事業年度より適用され、サブトラストが適用した基準、基準の修正および解釈指針

サブトラストが適用した基準ならびに既存の基準の修正および解釈指針はありません。

iii.　未発効で、サブトラストが早期適用していない基準、基準の修正および解釈指針

IFRS第9号「金融商品」は、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、事業体によるいくつかのハイブリッド契約を含む金融資産および金融負債の分類方法および測定方法を規定しています。本基準は、国際会計基準第39号（以下「IAS第39号」といいます。）の要件と比較して、金融資産の分類および測定のアプローチを改善および簡素化しています。IAS第39号における金融負債の分類と測定に関する要件の大部分は変更なく引き継がれています。本基準は、金融資産の分類に一貫したアプローチを適用し、それぞれについて分類基準があったIAS第39号における金融資産の多くのカテゴリーを置き換えています。経営陣は現在、IFRS第9号の適用がサブトラストに及ぼす影響を評価しています。

サブトラストに重要な影響を及ぼすことが見込まれるものの未発効である、その他の基準、解釈指針または既存の基準の修正はありません。

(b)　投資取引、関連投資収益および運用費用

サブトラストは、投資取引を取引日基準で計上しています。実現損益は先入先出法に基づいています。受取配当金および支払分配金は権利落ち日に計上され、受取利息および支払利息は、投資の期間にわたって発生主義で計上されます。受取利息には、市場割引および発行時割引の増価ならびにプレミアムの償却が含まれ、対象投資の期間にわたって計上されます。受取利息および受取配当金は、源泉税の対象となる場合、包括利益計算書上で源泉税控除前の総額ベースで認識され表示されます。

運用費用は発生主義で認識されます。

取引費用は、発生した場合、包括利益計算書上で認識されます。

サブトラストは、募集および設立費用、ならびに受益証券の募集および販売に係る当初費用および継続費用をすべて負担します。かかる費用には、印刷費用、マーケティング費用、弁護士報酬、引受契約および関連書類のレビューに関連して発生する費用ならびにサブトラスト、管理会社、受託会社、投資運用会社、総販売会社および管理事務代行会社のその他費用が含まれます。サブトラストの募集および設立費用は、2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度の包括利益計算書上で開示されています。

投資運用会社は、いずれのクラス受益証券についても月次ベースまたは年次ベースでサブトラストが負担する費用額に対して自発的な50ベーシス・ポイント（投資運用報酬、販売報酬および代行協会員報酬を除く）の上限を設定しています。かかる費用上限は、投資運用会社の単独での裁量により、引上げ、引下げ、放棄または廃止することができます。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

3. 重要な会計方針の要約

(c) 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

i 分類

運用開始時点から、サブトラストはIAS第39号「金融商品：認識および測定」を適用し、すべての有価証券およびデリバティブに対する投資をトレーディング目的での保有、または損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債のカテゴリーに分類しました。

トレーディング目的で保有されている金融資産および金融負債は、主に短期間で売却または買戻しを行う目的で取得または発生した金融資産および金融負債です。デリバティブもまた、トレーディング目的またはヘッジ目的で保有する金融資産または金融負債として分類されています。

公正価値で計上されていない金融資産には、特定のブローカーからの未収金、受益証券販売未収金および未収金が含まれます。公正価値で計上されていない金融負債には、特定のブローカーへの未払金、受益証券買戻未払金、未払金および買戻可能参加受益証券に関して発生する金融負債が含まれます。

ii 認識および認識の中止

サブトラストは、金融資産および金融負債を、サブトラストが当該投資の契約条項の当事者となった日に認識します。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準を使用して認識されます。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益は、包括利益計算書上で計上されます。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅し、サブトラストが所有によるリスクと利益の実質的にすべてを移転した場合に、認識が中止されます。

iii 公正価値測定の原則

公正価値で計上される金融資産および金融負債は、IAS第39号に準拠して評価されます。金融資産および金融負債は、当初に取引価格（公正価値）で計上され、当初認識の後は公正価値で測定されます。公正価値で測定される金融資産または金融負債の公正価値の変動から発生する損益は、変動が発生した期間の包括利益計算書上に表示されます。

債権として分類された金融資産は、取得原価から減損がある場合にはそれを控除した金額で計上されます。損益を通じて公正価値で測定されるもの以外の金融負債は、取得原価で測定されます。サブトラストが発行した買戻可能受益証券から発生する金融負債は、サブトラストの買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産（以下「純資産」といいます。）の残存価額に対する受益証券保有者の権利を表す買戻価額で計上されます。

公正価値は、測定日における市場参加者間の秩序だった取引で、資産の売却で受け取る、あるいは負債を移転するために支払う価格で

す。活発な市場で取引される金融資産および金融負債（上場デリバティブおよび上場有価証券等）の公正価値は、期末日の大引けにおける終値に基づいています。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、次の方針に従って算定されます。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

3. 重要な会計方針の要約

(c) 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

iii 公正価値測定の原則

(iii1) 取引所に上場されている資産および負債

取引所で売買される金融投資は普通株式および短期投資で構成され、公正価値は期末日現在の市場相場価格に基づき、将来の見積取引コストは控除されていません。

(iii2) マネーマーケット投資

マネーマーケット投資は償却原価で評価され、その評価額は概ね公正価値と等価です。

(iii3) 集団投資スキームの受益証券

集団投資スキームを含むオープンエンド型の投資ファンドの公正価値は、当該ファンドの目論見書に概説されている評価方針に基づいて、当該ファンドの管理事務代行会社が提供する、受益証券1口当たり純資産価額に基づいています。

(iii4) デリバティブ

デリバティブは、その公正価値が、基礎となる商品、指数参照レートまたはこれらの要素の組合せから導き出される商品です。デリバティブ商品は、店頭デリバティブと称される相対で交渉される契約であることも、取引所に上場され売買されることもあります。デリバティブ契約には、金融商品またはコモディティを特定の条件で将来の特定の日に購入または売却する約定が伴う場合や、想定元本または契約金額に基づいた一連の利払いまたは通貨を交換する約定が伴う場合もあります。

デリバティブ契約は公正価値で計上され、財政状態計算書上で金融資産および金融負債として認識されます。公正価値の変動の結果発生する未実現損益は、未実現利益（損失）の変動の構成要素として、包括利益計算書に計上されます。実現利益または損失は、解約または定期的なキャッシュ・フローの受払いの時点で計上されます。

(iii4a)　為替予約

為替予約では、サブトラストは、固定された金額のある通貨をもう一つの通貨と引き換えに、所定の価格で所定の将来日に受け取るまたは引き渡すことに合意します。同一の想定価額、決済日、取引相手および純額で決済する権利を備えた為替予約の購入および売却は、一般的に相殺され（この結果、当該取引相手との外貨ポジションはゼロとなります）、実現した損益は取引日に認識されます。

為替予約の公正価値は、これらの通貨が売買される主要な通貨市場の取引終了時点での同一の想定価額、通貨および満期日の新たな為替予約が締結される価格に基づきます。この結果発生する未実現損益は、包括利益計算書に計上されます。

(iii5)　すべての有価証券およびデリバティブ

第三者値付サービスもしくはディーラーからの市場相場価格が入手不可能な場合、または相場価格が著しく不正確と確信した場合には、投資の公正価値は評価技法を使用して算定されます。評価技法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一な他の投資の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格の信頼できる見積りを提供するその他あらゆる技法が含まれます。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

3.　重要な会計方針の要約

(c)　損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

iii　公正価値測定の原則

(iii5)　すべての有価証券およびデリバティブ

このような有価証券およびデリバティブは、受託会社によって任命され預託機関が承認した者（以下「評価者」といいます。）が算定する、実現の可能性が高い価額で評価されるものとします。このような評価者は、適用される法律に従い、投資運用会社もしくは投資顧問会社自身、第三者値付機関またはその他の場合があります。2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度における評価者は、ゴールドマン・サックス・インベストメント・マネジメント・ディビジョン（以下「IMD」といいます。）でした。

投資は、公正価値を算定するために特定の見積りと仮定の使用を求める一般に公正妥当と認められた会計原則に従って評価されています。これらの見積りおよび仮定は入手可能な最良の情報に基づいていますが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがあります。

2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度には、公正価値の算定を評価者が行った有価証券はありませんでした。

iv　公正価値ヒエラルキーのレベル間の分類変更

公正価値ヒエラルキーのレベル間の分類変更がある場合は、報告期間の期首で発生したとみなされます。

(d)　現金および現金同等物

定期預金および譲渡性預金証書を含む現金および現金同等物（容易に既知の金額の現金に転換が可能で、重要な価値変動リスクを負担しない短期かつ流動性の高い投資）は、償却原価で評価され、この償却原価は概ね公正価値と等価です。

	現金	定期預金	現金および現金同等物の合計
	米ドル	米ドル	米ドル
2015年12月31日	215	125,449	125,664
2014年12月31日	83,651	55,886	139,537

(e) 外貨換算

外貨建ての取引は取引日の実勢為替レートで換算されます。サブトラストの外貨建ての資産および負債は、期末日の実勢為替レートでサブトラストの機能通貨に換算されます。

換算により発生した為替差損益、ならびに資産および負債の処分または決済により実現した損益は、包括利益計算書で認識されます。損益を通じて公正価値で測定される投資およびデリバティブ金融投資に関連する為替差損益、ならびに現金を含む貨幣性項目に関連する為替差損益は、包括利益計算書において、投資に係る実現純利益（損失）または投資に係る未実現利益（損失）の純変動額に反映されます。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

3. 重要な会計方針の要約

(f) 買戻可能受益証券

サブファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券には、受益証券保有者に買戻し日のサブトラストの純資産における受益証券保有者の持分割合に比例した額で現金での買戻しを受ける権利が付与されています。IAS第32号に準拠して、同一の特徴を持たない買戻可能参加受益証券は財政状態計算書上、買戻額で金融負債として分類されています。サブトラストは、募集目論見書に従って受益証券を買い戻す契約上の義務を負っています。

(g) 買戻可能参加受益証券保有者に支払われる分配金

買戻可能参加受益証券保有者に対する分配金案は、正式に承認され投資運用会社の裁量ではなくなった時点で、包括利益計算書上で認識されます。サブトラストに対してプット可能な（買戻しを受ける権利が付与されている）商品は負債として分類されているため、分配金は包括利益計算書上で財務費用として認識されます。

4. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

IFRS第13号の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3レベルは以下に記載するとおりです。

レベル1－同一かつ制限のない資産または負債について測定日時点で利用可能で、活発な市場における未調整の相場価格。

レベル2－活発でない市場における相場価格、または重要なインプットが直接的または間接的に観察可能（類似の有価証券の相場価格、金利、為替レート、ボラティリティまたはクレジット・スプレッドを含みますが、これらには限定されません。）な金融商品。これには評価者が公正価値測定値を算定する際の仮定が含まれます。

レベル3－重要な観察不能なインプット（評価者が公正価値測定値を算定する際の仮定が含まれます。）を必要とする価格または評価額。

公正価値測定が全体として分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体に対して重要な最も低いレベルのインプットに基づいて判定されます。この目的のため、インプットの重要性は公正価値測定全体に対して評価されます。公正価値測定で、観察不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットが使用される場合、この測定はレベル3の測定となります。特定のインプットの公正価値測定全体への重要性の評価は、当該資産または負債に固有の要素を考慮した判断が必要とされます。

次の表は、公正価値で認識される金融資産および金融負債を、上記の3レベルで示しています。

公正価値で測定される金融資産
2015年12月31日現在

	2015年12月31日現在公正価値測定値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
普通株式	976,719,015	—	—	976,719,015
投資ファンド	44,352,994	—	—	44,352,994
為替予約	—	126,034	—	126,034
合計	1,021,072,009	126,034	—	1,021,198,043

公正価値で測定される金融負債
2015年12月31日現在

	2015年12月31日現在公正価値測定値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	—	2,915	—	2,915
合計	—	2,915	—	2,915

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

4. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

公正価値で測定される金融資産
2014年12月31日現在

	2014年12月31日現在公正価値測定値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
普通株式	847,363,609	—	—	847,363,609

為替予約	–	10,812	–	10,812
合計	847,363,609	10,812	–	847,374,421

公正価値で測定される金融負債

2014年12月31日現在

	2014年12月31日現在公正価値測定値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	–	3,374	–	3,374
合計	–	3,374	–	3,374

有価証券に関する詳細は投資明細書を参照してください。

2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度中、公正価値で計上される資産および負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間で重要な分類変更はありませんでした。

公正価値では計上されないが、公正価値が開示される金融資産および金融負債

現金および現金同等物ならびに銀行当座借越しはレベル1として分類されます。公正価値では計上されませんが、公正価値が開示されるその他のすべての資産および負債はレベル2に分類されます。資産と負債の内訳については財政状態計算書を参照し、評価技法の説明については注記3を参照してください。

買戻可能参加受益証券のプット可能価値は、サブトラストの募集目論見書に従って、サブトラストの総資産と他のすべての負債の正味差額に基づいて計算されています。これらの受益証券は、活発な市場では売買されていません。これらの受益証券には買戻し請求権が備わっており、これらの受益証券は保有者の選択により買戻し請求が可能で、いかなる営業日においても当該クラス受益証券に帰属するサブトラストの純資産額に対する比例部分に相当する現金でサブトラストに売り戻すことができます。公正価値は要求時に支払われるべき金額に基づき、当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日から割り引かれています。この場合の割引の影響に重要性はありません。そのため、レベル2が買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の最も適切な分類とみなされます。

5. 金融資産と金融負債の相殺

デリバティブ

サブトラストは、契約上の権利を明確化し、サブトラストによるカウンターパーティ（取引相手）リスクの軽減に役立てるために、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター・アグリーメント（以下「ISDAマスター・アグリーメント」といいます。）または類似した契約をデリバティブ契約の取引相手との間で締結することがあります。

ISDAマスター・アグリーメントは、為替予約を含めた店頭デリバティブについて取り決めたサブトラストと取引相手の間の双務契約で、一般的に、特に担保差入条件およびデフォルトまたは解約事由の際の相殺条項を含んでいます。ISDAマスター・アグリーメントの条項では、通常、デフォルト時（クローズアウト・ネッティング）または取引相手の破産または支払不能を含む類似した事象の発生時に、単一の純額による支払を認めています。

5. 金融資産と金融負債の相殺

デリバティブ

担保および証拠金の要件は、取引所で取引されるデリバティブと店頭デリバティブでは異なります。証拠金の要件は、取引所で取引され集中清算されるデリバティブ（金融先物契約、オプションおよび集中清算されるスワップ）について、こうした商品の種類について取り決めた契約に従って、ブローカーまたは清算機関によって規定されています。ブローカーは、特定の状況下では最低額を超過する証拠金を要求することができます。担保条件は、店頭デリバティブ（為替予約、オプションおよび特定のスワップ）について契約ごとに異なります。ISDAマスター・アグリーメントの下で売買されるデリバティブについては、担保要件は通常こうした契約の下での各取引について時価評価額を相殺し、その金額を現在サブトラストおよびその取引相手が差し入れている担保の価値と比較することによって算出されます。また、サブトラストは、必要証拠金の形態で取引相手に追加担保の差入を求められることがあり、その条件は店頭取引の確認書に概説されています。

財務報告目的上、サブトラストの債務をカバーするために差し入れられている現金担保および取引相手から受け入れた現金担保がある場合は、財政状態計算書上でブローカーからの未収金またはブローカーへの未払金として独立表示されています。サブトラストによって差し入れられている非現金担保がある場合は、投資明細表上で注記されます。一般に、取引相手からの、または、取引相手に対する担保の金額は、引渡しの実行が要求される前に、最低引渡担保額基準額を上回っていなければなりません。サブトラストの取引相手からの債権について、契約またはその他の理由により担保が全額をカバーしていない部分について、サブトラストは取引相手の債務不履行からの損失リスクを負担します。サブトラストは、優良な状態にあると確信する取引相手のみと契約を締結すること、およびこうした取引相手の財務の安定性を監視することにより、取引相手リスクの軽減に努めています。

加えて、資産と負債の相殺および差入または受入担保の相殺は、ISDAマスター・アグリーメントまたは類似した契約の契約上の相殺条項に基づきます。しかし、取引相手がデフォルトまたは支払不能となった場合には、裁判所は、特定の法域の破産法または倒産法により課されることがある相殺権の制限または禁止を理由に、このような権利は強制行使可能ではないと決定する可能性があります。

6. 税金

ケイマン諸島には、現在サブトラストに関連して利益に課される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはその他の税金はありません。また、贈与税、遺産税または相続税もケイマン諸島にはありません。受託会社は、マスター・トラストの設定日から50年間、その後にケイマン諸島で施行される、所得、資本資産、利益もしくは評価益に対する税金または遺産税もしくは相続税の性格を持つ税金を課す法律が、サブトラストを構成する財産もしくはサブトラストの下で発生する所得、またはかかる資産もしくは所得に関連して受託会社もしくは受益証券保有者に対して適用されない旨の信託法（改正後）第81条に従った保証を申請し、これをケイマン諸島の総督から受領しています。

サブトラストでは現在、特定の国で投資収益およびキャピタル・ゲインに対して徴収される源泉税が発生しています。かかる収益または利得は、包括利益計算書に源泉税控除前の総額で計上されます。源泉税は、包括利益計算書で別項目として表示されます。

2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度の税金は、次の金額で構成されています。

	2015年	2014年
配当金に係る税金	$ 4,366,622	$ 3,185,410
受取利息に係る税金	50	-
合計	$ 4,366,672	$ 3,185,410

サブトラストは、ケイマン諸島以外の国に所在する事業体が発行した有価証券に投資します。これらの国の多くは、キャピタル・ゲイン税がサブトラストのような非居住者に対して適用される可能性があることを示す税法を有しています。通常、これらのキャピタル・ゲイン税は自己評価基準で決定することが要求されるため、こうした税金がサブトラストのブローカーによって「源泉徴収」で控除されないこともあります。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

6. 税金

IAS第12号「法人所得税」に従い、管轄税務当局がすべての事実および状況について十分な知識を有することを前提として、外国の税法によりサブトラストの当該外国源泉のキャピタル・ゲインに対して税金負債を算定することが求められる場合には、サブトラストは税金負債を認識することが義務付けられます。

税金負債は、報告期間末までに施行されているまたは実質的に施行されている税法と税率を使用して、管轄税務当局に対して支払われると見込まれる金額で測定されます。時には、オフショア投資ファンドに対しての現行法の適用方法について不確実な場合があります。このことは、サブトラストが最終的に税金負債を支払うか否かについての不透明性を生じさせます。そのため、不確実な税金負債を測定する際には、経営陣は、当該管轄税務当局の公式または非公式な慣行を含む、その時点で入手可能な、納税の可能性に影響を及ぼすおそれのあるすべての関連する事実および状況を検討します。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、サブトラストが外国キャピタル・ゲイン税に関連して測定した、不確実な税金負債ならびに関連する利息およびペナルティーの額はゼロでした。これは経営陣の最良見積りを表していますが、その額は最終的に支払う金額とは異なる可能性があります。

7. 重要な契約および関連当事者

(a) 投資運用報酬および投資顧問報酬

運用契約の規定に基づき、受託会社は投資運用会社にサブトラストの資産から報酬を支払います。この報酬は、月の最終営業日に決定され、該当月中の発行、買戻しおよび分配金を反映するための調整を行ったサブトラストの報酬負担のある受益証券の純資産に基づき日次で発生し、後払いで毎月支払われます。投資運用会社または受託会社の同意を条件に、投資運用会社または受託会社は、報酬を放棄するまたはより多額もしくは少額の報酬を課す権利、または投資運用報酬の全部もしくは一部を、投資運用会社、受託会社および該当する受益証券保有者もしくは今後発行されるクラス受益証券の同意に従って、投資運用会社の関係会社を含む受益証券保有者に割り戻す権利を留保します。

サブトラスト別の投資運用報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度の包括利益計算書で開示されています。以下の表は、報酬を負担する受益証券の料率を示しています。

クラス受益証券	報酬年率%
ゴールドマン・サックス米国フォーカス・グロース株式サブトラスト	
クラスIO（毎月分配型）（米ドル）	0.00%
クラスI（累積投資型）（米ドル）	0.80%
クラスI（毎月分配型）（米ドル）	0.80%
クラスI（半期分配型）（米ドル）	0.80%
クラス米ドル（四半期分配型）	0.85%
クラスP（累積投資型）（米ドル）	1.25%
クラスP（毎月分配型）（米ドル）	1.25%
クラスF（半期分配型）（日本円）	0.65%
クラスF（半期分配型）（日本円ヘッジ付）	0.65%

すべてのクラス受益証券に関連してサブトラストが支払う投資運用報酬は、公式または非公式に第三者が決定し、投資運用会社が適切とみなした該当する測定日の為替レートに基づいて米ドル建てで支払われます。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

7. 重要な契約および関連当事者

(a) 投資運用報酬および投資顧問報酬

通常の運用過程において、サブトラストは有価証券、通貨またはその他の投資の取引をゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの関係会社との間で実行することがあります。2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度にゴールドマン・サックスの関係会社との間で実行された取引に関連して支払われた手数料は、それぞれゼロおよび4,636米ドルでした。

サブトラストは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブファンドであるゴールドマン・サックス米ドル・リキッド・リザーブス・ファンド（以下「リキッド・リザーブス・ファンド」といいます。）に投資する場合があります。このファンドは投資顧問会社が設定し、金融規制当局によって2003年欧州委員会規則（改正後）の下での譲渡可能有価証券の集団投資事業として体系化された集団投資スキームです。サブトラストは、リキッド・リザーブス・ファンドが支払ったすべての報酬の持分割合部分を負担します。

(b) 管理報酬

管理会社、または管理会社の権限の委譲を受けた場合の投資運用会社、総販売会社もしくは代行協会員は、(i) サブトラストの資産を運用し、(ii) 申込みを受けて受益証券を発行し、(iii) 受益証券に関連した分配を行い、(iv) 受益証券の買戻しを実行し、(v) 金融商品取引法に基づく書面の提出および報告を行い、(vi) 信託証書に記載され、サブトラストの運用に関連してその時々に要求されるその他の義務の履行やその他の対応を行います。

管理会社は、投資判断を行う権限およびサブトラストに適用される投資制限に係る義務を投資運用会社に委譲し、他の特定の機能を投資運用会社、総販売会社、副販売会社および代行協会員に委譲します。

管理会社は、インタートラスト・エスピーブイ（ケイマン）リミテッドによって最終的に所有されています。インタートラスト・エスピーブイ（ケイマン）リミテッドは、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正後）に従ったケイマン諸島金融庁発行の信託免許を保有しています。インタートラスト・エスピーブイ（ケイマン）リミテッドは、インタートラスト・グループの一員です。

サブトラストは、サブトラストの資産のみから管理会社に対して、サブトラストごとに毎年前払による年間固定報酬37,500米ドル、およびサブトラストに課される場合がある17,250米ドルを上限とし、四半期ごとに後払いされる追加的な変動報酬を支払います。管理会社は、その責務の遂行に関連して発生した合理的な立替経費について、該当するサブトラストの資産のみから支払いを受けます。こうした報酬は通知なく変更される場合があります。

管理報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度の包括利益計算書で開示されています。

(c) 受託報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

受託会社および/またはブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを含むその関係会社（その役割において以下「管理事務代行会社」、およびその役割において「保管会社」といいます。）（以下総称して「ブラウン・ブラザーズ・ハリマン」といいます。）およびそれぞれの代理人は、その時々に投資運用会社との間で合意された資産ベース、取引、サービスおよびその他の報酬について、該当するサブトラストの資産からのみ支払いを受けます。サブトラストに関連する受託報酬、保管報酬および管理事務代行報酬に係る情報は、該当するサブトラストの受益証券保有者に対して、要請に応じて提供されますが、こうした報酬は通知なしに変更される場合があります。こうした取決めでは、サブトラストの純資産価額（以下「NAV 」といいます。）総額が規定された閾値を下回る場合に適用される、最低報酬額が規定されています。受託会社、保管会社および管理事務代行会社は、その責務の遂行に関連して発生

した立替経費について、該当するサブトラストの資産のみから支払いを受けます。このような報酬の取決めは、サブトラスト証書の規定または適宜それぞれの契約の当事者間の合意に従って、通知されることなく修正される場合があります。

受託報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度の包括利益計算書で開示されています。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

7. 重要な契約および関連当事者

(d) 販売報酬

管理会社は、総販売契約に従い、総販売会社としてゴールドマン・サックス・インターナショナル（その役割において、以下「総販売会社」といいます。）を任命しました。サブトラストは、総販売会社にサブトラストの資産のみから、副販売会社を通じて保有されているクラス米ドル（四半期分配型）受益証券保有高の月中の平均価額（日次のNAV に基づきます。）の0.85%の1/12に相当する毎月計算される報酬を毎月後払いで支払います。

総販売会社に支払われた報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度の包括利益計算書で開示されています。

(e) 副販売報酬

報酬支払の対象となる受益証券の申込みに対しては販売手数料が課され、申込み時に総販売会社または副販売会社に支払われます。この手数料は、以下の購入価格に対する料率による金額、またはこれを下回る総販売会社もしくは副販売会社がその単独の裁量により該当受益証券保有者との間で合意した金額となります。

2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度において、クラス米ドル（四半期分配型）受益証券には、サブトラストから支払われる4.0%を上限とする販売手数料が課されました。

(f) 登録・名義書換事務代行報酬

アールビーシー・インベスター・サービシズ・バンク・エスエーは、サブトラストの登録・名義書換事務代行会社としての機能を果たします。登録・名義書換事務代行会社は、その時々に投資運用会社と合意している資産ベースの取引、サービスおよびその他の報酬の、サブトラストの資産のみからの支払いを受けます。こうした取決めでは、サブトラストの純資産価額総額が規定された閾値を下回る場合に適用される、最低報酬額が規定されていることがあります。登録・名義書換事務代行会社は、その責務の遂行に関連して発生した合理的な立替費用について、サブトラストの資産のみから支払いを受けます。登録・名義書換事務代行会社の報酬の取決めおよびサブトラストが負担する登録・名義書換事務代行会社の年間報酬総額についての限度額は、投資運用会社および代行協会員の同意を得た上で、登録・名義書換事務代行会社と受託会社との合意に従って、随時変更される場合があります。

登録・名義書換事務代行会社に支払われた報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度の包括利益計算書で開示されています。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

7. 重要な契約および関連当事者

(g) 代行協会員報酬

管理会社は、代行協会員契約に従い、サブトラストに関して日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）による代行協会員としての機能を果たすよう、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（その役割において以下「代行協会員」といいます。）を任命しました。

代行協会員は、金融商品取引法に従った登録済第一種金融商品取引業者であり、投資運用業務および金融商品取引業務を営んでいます。代行協会員契約の下で、管理会社は日本法および特に日本証券業協会が採用している外国証券の取引規則を遵守するために代行協会員を任命しています。

代行協会員契約の条項に基づき、代行協会員はJSDAの規則およびJSDAの代行協会員規則に規定されている活動に責任を負い、サブトラストのNAV の公表を行い、サブトラストの財務諸表を日本で公表します。

サブトラストは、クラス米ドル（四半期分配型）受益証券に関連してサブトラストの資産からのみ代行協会員に報酬を支払います。加えて、サブトラストは、要求に応じて、代行協会員が代行協会員の役割において提供したサービス関連して合理的に発生した立替費用を支払います。

2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度において、クラス米ドル（四半期分配型）受益証券には、それぞれ0.03%を上限とする代行協会員報酬が課されました。代行協会員に支払われた報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度の包括利益計算書で開示されています。

(h) 受益者サービス報酬

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、サブトラストのNAV の0.05%を上限とした年率または年間20,000米ドルのいずれか低い方の金額を報酬として、サブトラストに受益証券保有者サービスを提供することによって、受益証券保有者サービス代行会社としての機能を果たします。これらのサービスに対する報酬は、2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度の包括利益計算書で開示されています。

8. 資本および買戻可能参加受益証券

募集される受益証券に対する当初申込最低額は、クラスI（累積投資型）（米ドル）、クラスI（毎月分配型）（米ドル）、クラスI（半期分配型）（米ドル）が5,000,000米ドル、クラスIO（毎月分配型）（米ドル）が10米ドル、クラスP（累積投資型）（米ドル）、クラスP（毎月分配型）（米ドル）が100,000米ドル、クラス米ドル（四半期分配型）が10米ドル、クラスF（半期分配型）（日本円）、クラスF（半期分配型）（日本円ヘッジ付）が50,000,000米ドルです。

受益証券は、各営業日に該当するクラス受益証券1口当たりNAV で、販売のための募集が行われます。

次の表は、サブトラストの受益証券の変動を要約しています。

	受益証券口数								
	クラスF（半期分配型）（日本円ヘッジ付）	クラスF（半期分配型）（日本円）	クラスI（半期分配型）（米ドル）	クラスI（累積投資型）（米ドル）	クラスI（毎月分配型）（米ドル）	クラスIO（毎月分配型）（米ドル）	クラスP（累積投資型）（米ドル）	クラスP（毎月分配型）（米ドル）	クラス米ドル（四半期分配型）
2013年12月31日現在残高	**2,656,353,173**	**53,717,878,383**	**2,000,000**	**10,000**	**10,000**	**6,286,374**	**155,619**	**10,000**	**12,528,436**
買戻可能参加受益証券の発行	401,563,216	8,588,303,263	—	—	10	25,321,252	—	—	12,619,082
買戻可能参加受益証券の買戻	(1,934,462,738)	(36,048,814,618)	—	—	—	(4,917,903)	(9,872)	—	(11,643,811)
2014年12月31日現在残高	**1,123,453,651**	**26,257,367,028**	**2,000,000**	**10,000**	**10,010**	**26,689,723**	**145,747**	**10,000**	**13,503,707**
買戻可能参加受益証券の発行	64,287,264	1,335,272,722	—	6,042,508	—	34,216,616	38,898	—	5,184,494
買戻可能参加受益証券の買戻	(593,892,637)	(13,169,225,042)	—	(107,260)	—	(7,068,598)	(85,978)	—	(7,073,070)
2015年12月31日現在残高	**593,848,278**	**14,423,414,708**	**2,000,000**	**5,945,248**	**10,010**	**53,837,741**	**98,667**	**10,000**	**11,615,131**

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

9. 受益証券1口当たり純資産価額

買戻可能参加受益証券の発行または買戻しに関して受け取るまたは支払われる対価は、取引日現在のサブトラストの買戻可能参加受益証券1口当たり純資産価額の価値に基づきます。

サブファンドのそれぞれの発行済クラス受益証券のNAV および受益証券1口当たりNAV は以下のとおりです。

	2015年12月31日			
クラス受益証券	純資産価額		受益証券1口当たりNAV	
クラスF（半期分配型）（日本円ヘッジ付）	米ドル	5,742,312	米ドル	0.0097
クラスF（半期分配型）（日本円）	米ドル	170,204,123	米ドル	0.0118
クラスI（半期分配型）（米ドル）	米ドル	19,951,532	米ドル	9.976
クラスI（累積投資型）（米ドル）	米ドル	72,895,027	米ドル	12.261
クラスI（毎月分配型）（米ドル）	米ドル	122,609	米ドル	12.248
クラスIO（毎月分配型）（米ドル）	米ドル	613,343,151	米ドル	11.392
クラスP（累積投資型）（米ドル）	米ドル	1,196,658	米ドル	12.128

クラスP（毎月分配型）（米ドル）	米ドル	121,304	米ドル	12.130
クラス米ドル（四半期分配型）	米ドル	135,587,814	米ドル	11.673

	2014年12月31日			
クラス受益証券	純資産価額		受益証券1口当たりNAV	
クラスF（半期分配型）（日本円ヘッジ付）	米ドル	11,503,929	米ドル	0.0102
クラスF（半期分配型）（日本円）	米ドル	326,422,593	米ドル	0.0124
クラスI（半期分配型）（米ドル）	米ドル	22,685,658	米ドル	11.343
クラスI（累積投資型）（米ドル）	米ドル	128,803	米ドル	12.880
クラスI（毎月分配型）（米ドル）	米ドル	128,803	米ドル	12.867
クラスIO（毎月分配型）（米ドル）	米ドル	329,463,975	米ドル	12.344
クラスP（累積投資型）（米ドル）	米ドル	1,865,361	米ドル	12.799
クラスP（毎月分配型）（米ドル）	米ドル	128,008	米ドル	12.801
クラス米ドル（四半期分配型）	米ドル	167,144,737	米ドル	12.378

希薄化調整

正味で発行または買戻しが行われる取引日には、受託会社は、現在の市況および受益証券保有者または潜在的な受益証券保有者からの申込みまたは買戻しの要求のサブトラストの規模との相対における水準を含みますがこれらには限定されない要因を（適切とみなす合理的な要因に基づき）判定して、受益証券1口当たりNAV の希薄化調整を適用することがあります。この調整は、該当するクラス受益証券のNAV を調整することによって、サブトラストの対象となる投資活動の見積コストを現在の受益証券保有者に割り当て、この結果サブトラストの長期にわたる受益証券保有者を継続的な募集または買戻しの活動におけるコストの影響から保護することを目的としています。希薄化調整には、サブトラストの投資に係る売買スプレッド、取引の結果生じる税金および費用が考慮されることがあり、また市場の影響に対する調整も含められることがあります。希薄化調整は、これらの要素の変動により随時変動することがあります。

サブトラストの受益証券の取引は、希薄化調整の対象となる場合があります。2015年12月31日および2014年12月31日現在、サブトラストには希薄化調整は行われていません。

10. 分配金

分配は投資運用会社の選択により実施され、2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度に宣言され支払われた金額は、包括利益計算書で開示され、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産は金融負債として分類されています。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

11. 金融投資および関連リスク

サブトラストの投資活動により、サブトラストは金融投資および投資を行う市場に伴うさまざまな種類のリスクにさらされます。これらは、デリバティブとデリバティブ以外の金融投資の両方の場合があります。サブトラストの当期間中の投資ポートフォリオは、株式投資とデリバティブ投資で構成されています。受託会社は、サブトラストの投資リスクを管理するために投資顧問会社を任命しています。サブトラストがさらされている重要な種類の金融リスクは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクです。募集目論見書にはこれらの種類や他の種類のリスクの詳細が記載されていますが、その一部は、本財務諸表で提供されている情報に対する追加情報です。

資産配分は、注記2で詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する投資顧問会社によって決定されます。投資目的の達成には、リスクテイクが伴います。投資顧問会社は、投資上の意思決定の際に、分析、調査およびリスク管理技法に基づいて判断を行います。ベンチマークおよび/または目標資産配分からのかい離、ならびにポートフォリオの構成は、サブトラストのリスク管理方針に従って監視されています。

サブトラストに関連して採用されているリスク管理方針の詳細は以下のとおりです。

(a) 市場リスク

サブトラストの投資ポートフォリオの公正価値が変動する可能性を市場リスクといいます。一般的に使用される市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれます。

- 通貨リスクは、為替レートの直物価格、先物価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性があります。
- 金利リスクは、イールドカーブの水準、傾きおよび曲率の変動、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前返済率ならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性があります。
- その他の価格リスクは、通貨リスクおよび金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果、投資の価値が変動するリスクであり、個別の株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格変動およびボラティリティに対するエクスポージャーによって生じる可能性があります。

サブトラストの市場リスク戦略は、サブトラストの投資とリターンの目標が決定要因となります。

市場リスクは、リスク・バジェッティング原則の適用を通じて管理しています。投資顧問会社は、リスク・バジェッティングの枠組みを使用して、一般にトラッキング・エラーと呼ばれる適切なリスク目標を決定します。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ（以下「IMD MRA」といいます。）は、投資顧問会社がとっている市場リスクを独立した立場から監視、分析および報告する責任を担っています。IMD MRAは、監視感応度およびトラッキング・エラーを含む複数のリスク指標を使用して市場リスクを監視します。

報告日時点におけるサブトラストの投資ポートフォリオの詳細は、投資明細書で開示されています。すべての株式、集団投資スキームおよびデリバティブは、個別に開示されています。

(i) 通貨リスク

サブトラストは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行うことがあります。その結果、サブトラストは、機能通貨の他の外貨に対する為替レートが、サブトラストの機能通貨以外の通貨建ての資産または負債の当該部分の価値に悪影響を及ぼす方向に変動する可能性があるというリスクを負います。機能通貨以外の通貨建ての投資の詳細が記載されている投資明細書を参照してください。

11. 金融投資および関連リスク

(a) 市場リスク

(i) 通貨リスク

投資家が、投資するサブトラストの基準通貨とは異なった通貨建てのクラス受益証券に投資する際には、投資家の通貨リスクは、サブトラストの通貨リスクとは異なったものになります。

ヘッジ付のクラス受益証券はサブトラストの基準通貨とは異なる通貨建てですが、投資家がヘッジ付のクラス受益証券に投資する際には、サブトラストはヘッジ付のクラス受益証券のために通貨リスクをヘッジします。このヘッジはヘッジ付のクラス受益証券の通貨リスクをヘッジするためだけに使用されるため、サブトラストの感応度分析には含められていません。ヘッジに起因する実現損益は、ヘッジ対象であるクラス受益証券に配賦されています。サブトラストの特定のクラスは、当該クラスの通貨にヘッジされています。しかし、該当クラス通貨でのヘッジは必ずしも完全ではなく、各通貨はその投資の発行通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。

受益証券レベルでの為替予約は、サブトラストの主要な戦略の一部ではなく、また2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度において、かかる為替予約に伴う重要性のある評価益も評価損も発生していないため、感応度分析からは除外されています。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、サブトラストには通貨リスクに対する重要なエクスポージャーはありません。

(ii) 金利リスク

サブトラストは、固定利付証券、金利スワップ契約、金利スワップション、銀行ローンおよび社債に投資することがあります。特定の有価証券に関連する金利の変動により、投資顧問会社が契約満了時または有価証券の売却時に類似したリターンを確保することが不可能となる可能性があります。加えて、実勢金利の変動または将来の期待金利の変動により、保有有価証券の価値の増減に至る場合もあります。一般に、金利が上昇した場合、固定利付証券の価値は下落します。金利の低下は、一般にその反対の効果をもたらします。

サブトラストは、希望する通貨建ての、固定金利、変動金利およびゼロ金利の商品に投資することができます。

2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度に、サブトラストには金利リスクに対する重要なエクスポージャーはありません。

サブトラストの金融資産および金融負債の金利プロファイルは以下のとおりです。

2015年12月31日現在

		1年超			
	1年以内	5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	125,449	—	—	215	125,664
トレーディング目的および/またはヘッジ目的で保有する金融資産	—	—	—	1,021,198,043	1,021,198,043
その他資産	—	—	—	16,995,939	16,995,939
資産合計	**125,449**	**—**	**—**	**1,038,194,197**	**1,038,319,646**
負債					
トレーディング目的および/またはヘッジ目的で保有する金融負債	—	—	—	2,915	2,915
投資購入未払金	—	—	—	17,074,813	17,074,813
その他負債	—	—	—	2,077,388	2,077,388
負債合計（受益証券保有者に帰属する純資産を除く）	**—**	**—**	**—**	**19,155,116**	**19,155,116**

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

11. 金融投資および関連リスク

(a) 市場リスク

(ii) 金利リスク

2014年12月31日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	55,886	—	—	83,651	139,537
トレーディング目的および/またはヘッジ目的で保有する金融資産	–	–	–	847,374,421	847,374,421
投資売却未収金	–	–	–	12,551,013	12,551,013
その他資産	–	–	–	14,079,829	14,079,829
資産合計	**55,886**	**–**	**–**	**874,088,914**	**874,144,800**
負債					
トレーディング目的および/またはヘッジ目的で保有する金融負債	–	–	–	3,374	3,374
その他負債	–	–	–	14,669,559	14,669,559
負債合計（受益証券保有者に帰属する純資産を除く）	**–**	**–**	**–**	**14,672,933**	**14,672,933**

(iii) その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクおよび金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個別の投資もしくは発行体に特有の要因または市場で売買されている金融投資に影響を及ぼす何らかの要因によって引き起こされます。

サブトラストの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は包括利益計算書で認識されているため、すべての市況の変動は直接的に買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼします。

サブトラストの集団投資スキームへの投資は、当該ファンドの目論見書に概説されている評価方針に従ってファンドが提供する純資産価額に基づいています。集団投資スキームの資産は、一般に独立した第三者である管理事務代行会社またはその他のサービス・プロバイダーが評価することが見込まれていますが、集団投資スキームの特定の有価証券またはその他の資産に容易に確認可能な市場価格がない状況があり得ます。このような状況では、該当する集団投資スキームの管理会社が、このような有価証券または商品の評価を行うことを義務付けられる場合があります。

次の表は、感応度分析を示し、株式市場の変動に伴う損益を表示しています。この感応度分析は、ある業種の株価が変動し、他のすべての業種の株価は一定という仮定に基づいています。ポートフォリオ合計については、すべての業種の株価が同時に同一の率で下落/上昇することを仮定しています。

株式の市場変動は、先進国市場について+/- 20%で、新興国市場について+/-30%です。先進国市場とは、ユーロ圏諸国、オーストラリア、カナダ、スイス、デンマーク、英国、日本、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデンおよび米国のグループを指します。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

11. 金融投資および関連リスク

(a) 市場リスク

(iii) その他の価格リスク

	その他の価格リスク 株価の上昇／下落のNAV への影響			
	2015年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日	2014年12月31日
セクター	上昇	下落	上昇	下落
情報技術	5.8%	(5.8%)	4.0%	(4.0%)
金融	4.0%	(4.0%)	4.9%	(4.9%)
消費財（生活必需品）	3.4%	(3.4%)	2.0%	(2.0%)
ヘルスケア	3.1%	(3.1%)	2.5%	(2.5%)
一般消費財・サービス	2.5%	(2.5%)	4.4%	(4.4%)
資本財・サービス	0.4%	(0.4%)	1.0%	(1.0%)
その他	0.0%	(0.0%)	0.9%	(0.9%)
ポートフォリオ合計	**19.2%**	**(19.2%)**	**19.7%**	**(19.7%)**

通貨、金利およびその他の価格リスクは、サブトラストの投資顧問会社によって前述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環として管理されています。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、サブトラストは、上場先物を保有していません。2014年12月31日現在、サブトラストは、集団投資スキームを保有していません。

(iv) 感応度分析の限界

上記の感応度分析の表の限界の一部は以下のとおりです。

- 当該分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関および市場の流動性の水準が過去のパターンとは無関係の可能性がある事実を考慮に入れることはできません。
- 当該分析は精密かつ正確な数値ではなく、相対的な見積りです。
- 当該分析は、仮説上の結果を示すもので予測を目的としたものではありません。
- 将来の市況は、過去に経験した市況とは著しく異なる可能性があります。

(b) 流動性リスク

流動性リスクは、サブトラストが現金または他の金融資産の引渡しにより決済される金融負債に関連する債務の履行が困難となるリス

クです。特に流動性は、担保付および/もしくは無担保での資金調達源の利用が不可能な場合、資産の売却が不可能な場合、予測できない現金もしくは担保の流出が起きた場合、または取引相手もしくはプライム・ブローカーの条件または約款に違反があった場合に損なわれるおそれがあります。こうした状況は、市場全般の混乱またはサブトラストもしくは第三者に影響を及ぼすオペレーション上の問題などの、サブトラストの支配が及ばない環境により発生する可能性があります。また、他の市場参加者が類似した資産を同時期に売却を試みている場合には、資産を売却する能力は損なわれる可能性があります。

サブトラストの投資には、集団投資スキームが含まれており、この投資の売戻しには、サブトラストが買戻しの際に課している制約よりも厳格な制約が課されている可能性があります。この制約には、サブトラストが受益証券保有者に提供しているよりも、償還日の頻度が低いことが含まれる可能性があります。

サブトラストの金融資産および金融負債には、店頭で取引されるデリバティブ契約への投資や、発行規模のうちの大きな割合を占める投資が含まれます。店頭デリバティブは組織化された公開市場では売買されず、流動性が欠如する場合があります。また、この結果、サブトラストはこれらの投資の一部について資金需要を満たすためや、特定の発行体の信用度の悪化などの特定の事象に対応するために、公正価値に近い価格で迅速に流動化することができない可能性があります。投資ポジションの流動化を強いられる場合、財務的な損失が生じる可能性があります。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

11. 金融投資および関連リスク

(b) 流動性リスク

サブトラストは受益証券の販売と買戻しを行っており、そのため募集目論見書の条件に従った受益証券の買戻しに伴う流動性リスクを負っています。サブトラストは、通常の流動性需要を満たすために十分な流動性の高い投資を含めるように管理されていますが、サブトラストの受益証券の大規模な買戻しがあった場合には、サブトラストは買戻しの資金を調達するために、希望していたよりも早く投資を流動化することが必要となります。買戻しに応えるために流動性の高い資産がさらに売却された場合、これらの要因は買い戻される受益証券の価値、発行済みで残る受益証券の評価額、およびサブトラストの残った資産の流動性に悪影響を及ぼすおそれがあります。

サブトラストの募集目論見書は、受益証券の申込みおよび買戻しが毎日行われる旨を規定しています。したがって、サブトラストは受益証券保有者からの買戻請求に応えるための流動性リスクを負っています。

次の表は、サブトラストの純資産の10%超を保有する受益証券保有者の詳細を示しています。

2015年12月31日		2014年12月31日	
受益証券保有者	所有割合	受益証券保有者	所有割合
受益証券保有者 1*	46%	受益証券保有者1	38%
受益証券保有者2	17	受益証券保有者2	26
受益証券保有者3*	14	受益証券保有者3*	19
受益証券保有者4*	13	受益証券保有者 4	13
その他の受益証券保有者**	10	その他の受益証券保有者**	4
合計	**100%**	**合計**	**100%**

*受益証券保有者は販売会社です。

**トラストの関係会社または販売会社が含まれている可能性があります。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、すべての負債金額は3ヵ月以内に支払期日が到来します。

2015年12月31日現在、為替予約についての総インフローおよび総アウトフローは、それぞれ7,510,206米ドルおよび7,387,087米ドルでした。

2014年12月31日現在、為替予約についての総インフローおよび総アウトフローは、それぞれ13,417,143米ドルおよび13,409,705米ドルで

した。

為替予約は、通常純額で決済されます。

資金調達契約には、レポ契約、リバースレポ契約、有価証券空売り、デリバティブ取引および信用枠が含まれています。

レバレッジド・ポジションのために利用可能な資金調達の完了または終了、およびレバレッジド・エクスポージャーの公正価値の変動に関する担保設定要件、またはサブトラストの資金調達契約におけるアドバンス率もしくはその他の条件の変更は、サブトラストの流動性の利用可能性およびレバレッジド・ポジションを維持する能力に悪影響をもたらし、サブトラストに重大な損失を発生させる可能性があります。サブトラストは、投資能力の拡大、運用費用への充当または取引決済を含むあらゆる目的のために、借入を行うまたはその他の形態のレバレッジ（担保付または無担保）を利用することができます。しかし、こうしたレバレッジを獲得する取決めが利用可能である保証はなく、また利用可能であっても、サブトラストにとって受入可能な条件で利用可能である保証はありません。経済状況の悪化も、資金調達コストを上昇させる、資本市場の利用可能性を制限する、あるいは貸手によるサブトラストへの信用供与を行わない決定をもたらすおそれがあります。

レバレッジの利用も、サブトラストの資本に係る公正価値に対するボラティリティの影響を拡大するため、リスクを増加させます。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

---

11. 金融投資および関連リスク

(b) 流動性リスク

サブトラストの資産の時価の下落は、サブトラストがこうした資産の時価に基づいて借入を行った場合に特定の悪影響を及ぼすことがあります。こうした資産の時価の下落により、貸手（デリバティブの取引相手を含みます。）がサブトラストに追加担保の設定を求める、またはサブトラストにとって最善ではない可能性のある時期に資産の売却を求める結果に至る場合があります。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行できないことにより他方の当事者の金融損失を引き起こすリスクです。

投資顧問会社は、取引相手との売買またはサブトラストに組み込まれる発行体に関連した信用リスクを軽減するための手続きを採用しています。取引を行う前に、投資顧問会社またはその関係団体が取引相手または発行体、その事業および評判の信用分析を実施し、信用度と評判の両方を評価します。その後承認済の取引相手または発行体の信用リスクは、必要に応じた財務諸表および期中財務報告の定期的なレビューを含め、継続的に監視されます。

信用損失に対するエクスポージャーを低減するために、サブトラストが締結する一部の店頭デリバティブ契約では、直物の為替契約のみを締結する取引相手との契約を除き、これらの契約の下で発生する取引の相殺が認められています。こうした相殺権は、報告される資産と負債が相殺される結果には至りませんが、デフォルト事由または解約事由が発生した際に、こうした契約に基づく取引相手とのすべての店頭取引は解約され、当該取引相手からの未収金額と当該取引相手への未払金額が差金決済されるため、こうした相殺権により、単一の取引相手との公正価値がプラスの店頭取引に係る信用リスクは、同一の取引相手との公正価値がマイナスの店頭取引がある範囲内で低減されます。

サブトラストは、保管会社もしくは副保管会社または受託会社の破産、管理、清算またはその他の公的債務整理（破産等）に関連する多くのリスクを負っています。これらのリスクには以下が含まれますが、これらには限定されません。

i. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社で保有する、保管会社もしくは副保管会社または受託会社で顧客資金として取り扱われていないすべての現金（顧客資金）の喪失。

ii. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社がサブトラストとの間で合意した手続き（該当する場合）に従って顧客資金として取り扱うことを怠ったすべての現金の喪失。

iii. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社で適切に分別管理されておらず、サブトラスト保有として識別されていなかったサブトラスト保有の有価証券（トラスト資産）の一部または全部の喪失、または、保管会社もしくは副保管会社または受託会社で保有されていた顧客資金の一部または全部の喪失。

iv. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社における不正確な口座のオペレーション、または破産手続きの管理コストに充当するための控除を含む、サブトラスト資産および/または顧客資金の識別および振替プロセスによる資産の一部または全部の喪失。

v. 残高の振替の受領および該当資産の支配の回復の遅延の長期化によって生じる損失。

破産等はサブトラストの投資活動に深刻な混乱を生じさせるおそれがあります。一部の状況においては、これにより投資運用会社が一時的にNAV の算出と受益証券の取引を停止するおそれもあります。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、次の金融資産（デリバティブ金融資産およびその他の未収金）が信用リスクを負っています。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の取引相手信用リスクの最大エクスポージャーを最もよく反映しています。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

11. 金融投資および関連リスク

(c) 信用リスク

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は次のとおりです。

商品の種類

	2015年12月31日 米ドル	2014年12月31日 米ドル
現金および現金同等物	125,664	139,537
投資ファンド	44,352,994	―
未収配当金	275,928	318,571
受益証券発行未収金	16,600,000	13,587,661
投資売却未収金	-	12,551,013
為替予約	126,034	10,812
その他資産	120,011	173,597
合計	**61,600,631**	**26,781,191**

(d) 追加的リスク

追加的リスクには以下が含まれますが、これらには限定されません。

(i)　資本リスク管理

サブトラストの資本は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産で表されます。サブトラストは受益証券保有者の裁量による日次での申込みおよび買戻しの対象となるため、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の金額は日次で大幅に変動する可能性があります。サブトラストの資本管理における目的は、受益証券保有者にリターンを提供し、その他の利害関係者に利益を提供するために継続事業として継続していくサブトラストの能力を保全すること、およびサブトラストの投資活動の展開を支援するために強固な資本基盤を維持することです。

(ii)　集中リスク

サブトラストは、限定された数の投資対象および投資テーマに投資することがあります。投資対象の数を限定する結果、サブトラストのパフォーマンスが個別の投資対象のパフォーマンスによって有利な影響または不利な影響をより大きく受けることがあります。

(iii)　オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、情報、コミュニケーション、取引の処理および決済ならびに経理システムにおける欠陥により生じる潜在的な損失です。3ページに記載されているサブトラストへのサービス・プロバイダーは、オペレーショナル・リスクを管理するために統制および手続きを整備しています。サービス・プロバイダーのサービス・レベルの見直しは、投資顧問会社によって定期的に実施されます。これらの施策が100%有効であるという保証はありません。

(iv)　法律、税務および規制リスク

法律、税制および規制の変更がサブトラストの継続期間中に発生し、サブトラストがその悪影響を受けるおそれがあります。

税制に関しては、サブトラストは投資先の一部の法域でキャピタル・ゲイン、利息および配当金に対する課税の対象となることがあります。

税務当局によるその時々の税法および規則の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがあります。税金債務は、可能性が高く見積可能な場合は、負債として計上されます。しかし、一部の税債務は不確実であり、現在および過去の税務ポジションを担当するこれらの税務当局による将来の措置、解釈または判断に基づき追加税金負債、利息および罰金が生じる可能性があります。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

11.　金融投資および関連リスク

(d)　追加的リスク

(iv)　法律、税務および規制リスク

会計基準もまた変更され、サブトラストが潜在的な税金負債を引き当てる義務を生じさせる、あるいは消滅させる可能性があります。したがって、現在は可能性が低い特定の潜在的な税債務の可能性が高くなり、将来サブトラストに追加的な税金負債を生じさせる結果に至り、こうした追加負債が重大なものとなる可能性があります。前述の不確実性により、最終的にはサブトラストが負担する税金負債が、申込み時、買戻し時、またはサブトラストにおける持分の交換時に、NAV に反映されていない可能性があり、このことがその時点で投資家に悪影響を及ぼすおそれがあります。

サブトラストの募集目論見書には、本財務諸表で開示されていないリスクの詳細についての記載があります。

12.　金融機関

すべての現金および現金同等物は、以下の信用格付がA以上の金融機関に保管されています。金融機関の信用格付は、スタンダード・

アンド・プアーズ、ムーディーズ、フィッチ・インベスターズ・サービスから入手されます。

	2015年12月31日	2014年12月31日
金融機関	ナショナル・オーストラリア・バンク	ビー・エヌ・ピー・パリバ ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

13. 為替レート

米ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の換算には、以下の為替レート（対米ドル）が使用されました。

	2015年12月31日	2014年12月31日
日本円	120.29500	119.37500

14. ソフト・コミッション

サブトラストは、執行のみ、ならびに/または執行および投資調査についてコミッションを支払う場合があります。サブトラストは、2015年12月31日および2014年12月31日に終了した事業年度にこの他に第三者とのソフト・コミッションの取決めは締結していません。

15. 偶発債務

2015年12月31日および2014年12月31日現在、偶発債務はありませんでした。

16. 補償

サブトラストは、各種の補償を含む契約を締結することがあります。これらの取決めに基づくサブトラストの最大エクスポージャーは不明です。しかし、サブトラストでは、過去にこれらの契約に従って請求または損失が発生したことはありません。

17. 後発事象

2015年12月31日以降、後発事象はありません。

Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust
財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了事業年度

---

18. 財務諸表の承認

受託会社は、2016年3月28日に本財務諸表を承認し、本財務諸表は発行後修正することは認められません。

MHAM短期金融資産マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（平成28年 3月17日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	61,508,382
国債証券	10,011,700
地方債証券	118,770,530
特殊債券	123,853,910
社債券	1,001,000
未収利息	270,036
前払費用	275,456
流動資産合計	315,691,014
資産合計	315,691,014
負債の部	
流動負債	
未払金	50,738,608
流動負債合計	50,738,608
負債合計	50,738,608
純資産の部	
元本等	
元本	259,218,128
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	5,734,278
元本等合計	264,952,406
純資産合計	264,952,406
負債純資産合計	315,691,014

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 3月17日）
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成28年 3月17日現在）
1 計算期間末日における受益権の総数	259,218,128口
2 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産の額 1.0221円

項目	(平成28年 3月17日現在)
	(1万口当たり純資産の額) (10,221円)

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 3月17日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成28年 3月17日現在)
１貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(１)有価証券 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (２)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

(自 平成27年 7月 1日 至 平成28年 3月17日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△16,300
地方債証券	△250,667
特殊債券	△235,160
社債券	△510
合計	△502,637

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

期別 項目	(平成28年 3月17日現在)
期首	平成27年 7月 1日
親投資信託の期首における元本額	418,355,423円
期中追加設定元本額	－円
期中一部解約元本額	159,137,295円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
期末元本額	259,218,128円
ＭＨＡＭライフ　ナビゲーション　インカム	2,450,020円
ＭＨＡＭライフ　ナビゲーション　２０２０	5,880,048円
ＭＨＡＭライフ　ナビゲーション　２０３０	5,586,045円
ＭＨＡＭライフ　ナビゲーション　２０４０	2,450,020円
ＭＨＡＭライフ　ナビゲーション　２０５０	9,801円
米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）	1,044,457円
米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）	25,261,713円
米国ハイイールド債券ファンド　円コース	7,903,715円
米国ハイイールド債券ファンド　米ドルコース	16,658,921円
米国ハイイールド債券ファンド　豪ドルコース	80,745,744円
米国ハイイールド債券ファンド　南アフリカランドコース	921,529円
米国ハイイールド債券ファンド　ブラジルレアルコース	19,627,804円
エマージング債券ファンド　円コース	423,573円
エマージング債券ファンド　米ドルコース	102,199円
エマージング債券ファンド　豪ドルコース	1,020,003円
エマージング債券ファンド　ブラジルレアルコース	506,199円
エマージング債券ファンド　中国元コース	235,403円
エマージング債券ファンド　インドネシアルピアコース	564,065円
エマージング債券ファンド　資源国通貨コース	209,255円
通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型）　円コース	3,534,263円
通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型）　米ドルコース	4,152,794円
通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型）　豪ドルコース	1,769,440円
通貨選択型Ｊリート・ファンド（毎月分配型）　ブラジルレアルコース	4,971,163円
グローバル好配当株式ファンド　円コース	1,078,174円
グローバル好配当株式ファンド　豪ドルコース	2,019,453円
グローバル好配当株式ファンド　ブラジルレアルコース	1,206,846円
グローバル好配当株式ファンド　インドネシアルピアコース	345,399円
グローバル好配当株式ファンド　資源国通貨コース	573,795円
グローバル好配当株式ファンド　アジア通貨コース	246,494円
新興国ハイイールド債券ファンド　円コース	493,062円
新興国ハイイールド債券ファンド　豪ドルコース	220,478円
新興国ハイイールド債券ファンド　新興国資源通貨コース	199,720円

期別 項目	(平成28年 3月17日現在)
みずほグローバルリートファンド　円コース	1,645,569円
みずほグローバルリートファンド　米ドルコース	5,087,119円
みずほグローバルリートファンド　豪ドルコース	2,442,471円
みずほグローバルリートファンド　資源国通貨コース	1,764,360円
新興国ハイイールド債券ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）	1,079,264円
新興国ハイイールド債券ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）	489,908円
インカムビルダー（毎月決算型）限定為替ヘッジ	2,247,024円
インカムビルダー（毎月決算型）為替ヘッジなし	15,171,145円
インカムビルダー（年１回決算型）限定為替ヘッジ	1,383,912円
インカムビルダー（年１回決算型）為替ヘッジなし	14,381,689円
インカムビルダー（毎月決算型）世界通貨分散コース	16,955,021円
インカムビルダー（年１回決算型）世界通貨分散コース	4,159,051円

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（平成28年 3月17日現在）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本・円	第９７回利付国債（５年）	10,000,000	10,011,700	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：3.8%	10,000,000	10,011,700 3.9%	
	合計			10,011,700	
地方債証券	日本・円	第６３９回東京都公募公債	30,000,000	30,268,800	
		平成１８年度第１回静岡県公募公債	8,500,000	8,533,405	
		平成１８年度第２回埼玉県公募公債	5,120,000	5,140,121	
		平成２３年度第８回千葉県公募公債	23,000,000	23,062,790	
		平成１８年度第１回堺市公募公債	4,000,000	4,053,640	
		第３１回川崎市公募公債（５年）	19,820,000	19,862,613	
		平成１８年度第２回北九州市公募公債	7,700,000	7,799,561	

		平成２３年度第７回福岡市公募公債（５年）	20,000,000	20,049,600	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：44.8%	118,140,000	118,770,530 46.8%	
	合計			118,770,530	
特殊債券	日本・円	第１３回政府保証日本政策投資銀行債券	23,000,000	23,201,710	
		第１３回日本高速道路保有・債務返済機構債券	10,000,000	10,048,500	
		第１７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	30,000,000	30,271,200	
		第８６６回政府保証公営企業債券	30,000,000	30,250,500	
		い第７３９号農林債	10,000,000	10,031,600	
		第２６４回信金中金債（５年）	20,000,000	20,050,400	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：46.7%	123,000,000	123,853,910 48.9%	
	合計			123,853,910	
社債券	日本・円	第９回広島ガス株式会社無担保社債	1,000,000	1,001,000	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.4%	1,000,000	1,001,000 0.4%	
	合計			1,001,000	
合計				253,637,140	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成28年 3月31日現在です。

【純資産額計算書】

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ａコース（為替ヘッジあり）

Ⅰ　資産総額	660,280,976円
Ⅱ　負債総額	312,792円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	659,968,184円
Ⅳ　発行済口数	702,539,628口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9394円

米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース（為替ヘッジなし）

Ⅰ　資産総額	17,155,185,752円
Ⅱ　負債総額	55,627,142円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	17,099,558,610円
Ⅳ　発行済口数	18,229,964,854口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9380円

（参考）ＭＨＡＭ短期金融資産マザーファンド

Ⅰ　資産総額	264,913,394円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	264,913,394円
Ⅳ　発行済口数	259,218,128口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0220円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換手続等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の

再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成28年3月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去５年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成28年3月末日現在)

① 会社の組織図

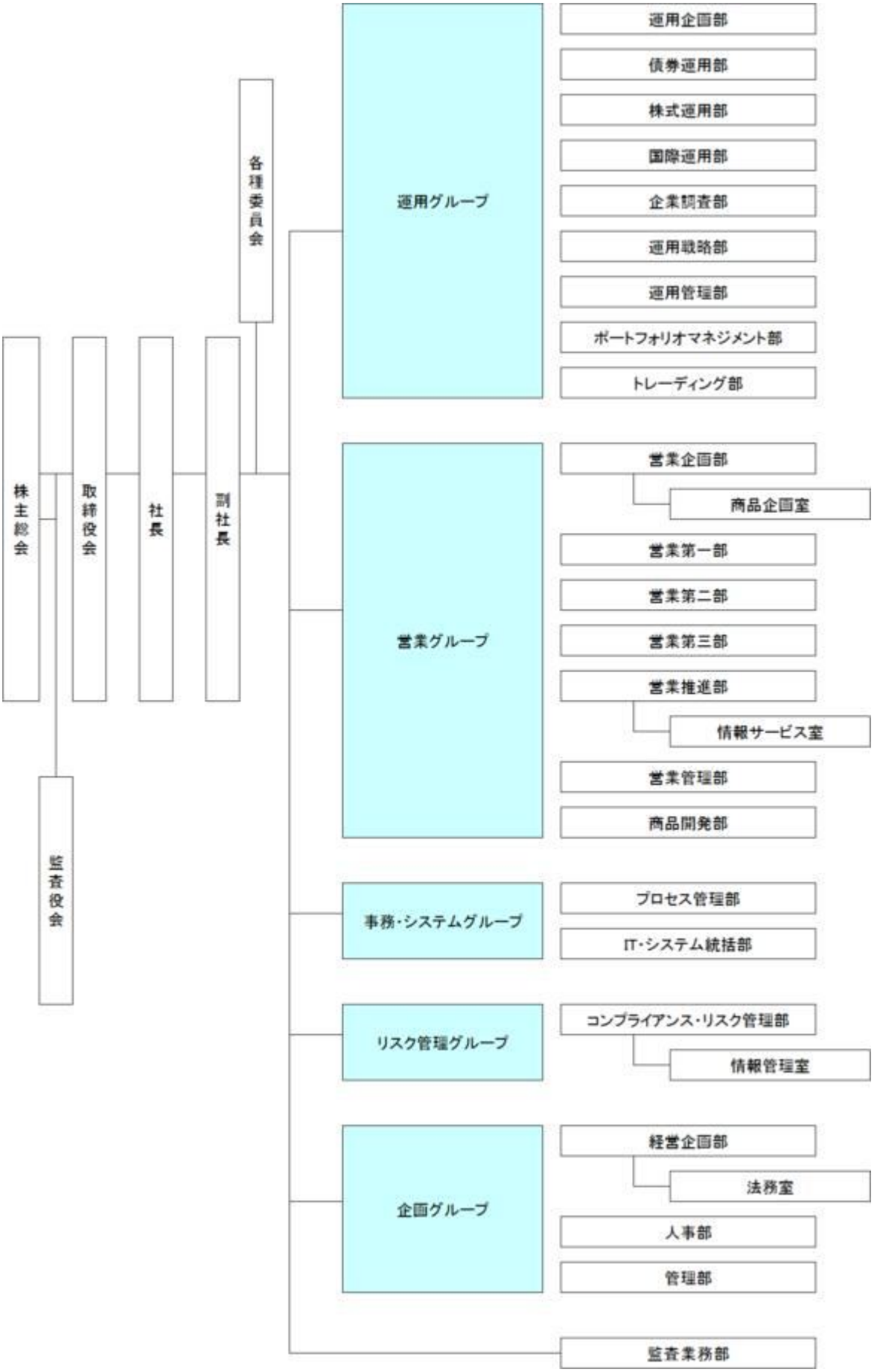

② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a　運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月１回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b　運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2　運用の流れ

a　ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b　ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c　売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成28年 3月31日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	339,195,520,278
追加型株式投資信託	236	2,167,019,556,983
単位型株式投資信託	5	11,686,825,517
合計	256	2,517,901,902,778

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第２条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2　当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第52期事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第53期中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：　千円）

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,545,563	20,801,864
有価証券	-	127,840
短期貸付金	16,597,222	-
前払費用	183,438	156,891
未収委託者報酬	1,470,180	1,827,951
未収運用受託報酬	1,321,564	1,812,198
繰延税金資産	188,902	185,882
その他流動資産	196,162	159,069
貸倒引当金	△ 5,816	△ 1,092
流動資産合計	23,497,217	25,070,606
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	137,028	124,850
工具、器具及び備品（純額）	72,964	71,443
リース資産（純額）	4,898	2,140
有形固定資産合計	※１　214,891	※１　198,434
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
その他無形固定資産	95	65
無形固定資産合計	12,842	12,812
投資その他の資産		
投資有価証券	2,826,706	3,987,168
長期差入保証金	502,361	360,258
前払年金費用	357,258	331,766
会員権	8,400	8,400
繰延税金資産	75,535	-
その他	2,618	23,186
貸倒引当金	-	△ 19,534
投資その他の資産合計	3,772,878	4,691,245
固定資産合計	4,000,612	4,902,492
資産合計	27,497,829	29,973,099
負債の部		
流動負債		
預り金	276,070	77,889
リース債務	3,838	2,648
未払金		
未払収益分配金	827	746
未払償還金	27,355	5,716
未払手数料	651,486	819,341
その他未払金	15,090	86,205

未払金合計	694,760	912,009
未払費用	1,677,557	2,038,097
未払法人税等	429,878	393,574
未払消費税等	88,739	426,857
賞与引当金	305,900	328,900
その他流動負債	5,881	3,075
流動負債合計	3,482,625	4,183,052
固定負債		
リース債務	6,417	2,088
役員退職慰労引当金	149,446	104,240
時効後支払損引当金	13,720	8,128
繰延税金負債	-	306,725
その他固定負債	3,213	6,926
固定負債合計	172,796	428,109
負債合計	3,655,422	4,611,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,988,395	7,739,742
利益剰余金合計	17,121,579	17,872,927
株主資本合計	23,883,654	24,635,002
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 41,248	726,935
評価・換算差額等合計	△ 41,248	726,935
純資産合計	23,842,406	25,361,937
負債純資産合計	27,497,829	29,973,099

（２）【損益計算書】

（単位：　千円）

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	16,375,163	17,538,139
運用受託報酬	3,587,945	4,463,429
営業収益合計	19,963,108	22,001,569
営業費用		
支払手数料	7,780,375	8,480,510
広告宣伝費	263,900	247,790
公告費	76	1,140
調査費		
調査費	1,292,601	1,259,067
委託調査費	4,323,525	4,883,037
図書費	4,666	4,308
調査費合計	5,620,793	6,146,412
委託計算費	178,878	101,919
営業雑経費		
通信費	60,623	59,454

印刷費		174,012		128,143
協会費		18,378		18,777
諸会費		2,523		2,540
その他		574,210		855,319
営業雑経費合計		829,747		1,064,234
営業費用合計		14,673,771		16,042,008
一般管理費				
給料				
役員報酬		136,969		142,983
給料手当		1,875,653		1,832,723
賞与		286,984		295,180
給料合計		2,299,607		2,270,886
交際費		975		775
旅費交通費		65,596		91,851
租税公課		50,531		51,783
不動産賃借料		422,294		339,964
退職給付費用		120,603		126,451
福利厚生費		362,963		368,622
賞与引当金繰入		305,154		319,122
役員退職慰労引当金繰入		26,354		27,249
固定資産減価償却費		39,685		31,216
諸経費		396,680		358,817
一般管理費合計		4,090,447		3,986,740
営業利益		1,198,889		1,972,819
営業外収益				
受取配当金		4,071		7,027
受取利息		11,663		7,340
有価証券解約益		303		953
有価証券償還益		11		-
時効到来償還金等		1,537		21,856
雑収入		9,772		51,171
営業外収益合計		27,360		88,349
営業外費用				
有価証券解約損		140		-
有価証券償還損		2,310		2,197
ヘッジ会計に係る損失		1,832		2,240
時効後支払損引当金繰入額		-		17,685
雑損失		3,398		63,198
営業外費用合計		7,682		85,321
経常利益		1,218,567		1,975,847
特別利益				
投資有価証券売却益		-		10,500
特別利益合計		-		10,500
特別損失				
減損損失	※１	18,257	※１	51,292
ゴルフ会員権評価損		8,800		-
事業再構築費用		-	※２	125,173
外国税負担損失		-	※３	53,547
貸倒引当金繰入		-		19,534
特別損失合計		27,057		249,548
税引前当期純利益		1,191,509		1,736,799
法人税、住民税及び事業税		506,024		616,760
法人税等調整額		△21,353		16,247
法人税等合計		484,671		633,008
当期純利益		706,838		1,103,790

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位：　千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,515,116	16,648,301	23,410,376
当期変動額							
剰余金の配当					△233,559	△233,559	△233,559
当期純利益					706,838	706,838	706,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					473,278	473,278	473,278
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△20,541	△20,541	23,389,835
当期変動額			
剰余金の配当			△233,559
当期純利益			706,838
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△20,707	△20,707	△20,707
当期変動額合計	△20,707	△20,707	452,571
当期末残高	△41,248	△41,248	23,842,406

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：　千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654
当期変動額							
剰余金の配当					△352,443	△352,443	△352,443
当期純利益					1,103,790	1,103,790	1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					751,347	751,347	751,347
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	24,635,002

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△41,248	△41,248	23,842,406
当期変動額			
剰余金の配当			△352,443
当期純利益			1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	768,183	768,183	768,183
当期変動額合計	768,183	768,183	1,519,530
当期末残高	726,935	726,935	25,361,937

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
（２）無形固定資産
定額法を採用しております。
（３）リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

４．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金
当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
（２）賞与引当金
従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
（３）退職給付引当金（前払年金費用）
従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。
（４）役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）
（５）時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

５．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．ヘッジ会計の方法
（１）ヘッジ会計の方法
時価ヘッジによっております。
（２）ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…株価指数先物取引
ヘッジ対象…有価証券
（３）ヘッジ方針
当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。
（４）ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

７．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項
（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成26年３月31日）		当事業年度 （平成27年３月31日）	
※１　有形固定資産の減価償却累計額		※１　有形固定資産の減価償却累計額	
建物	160,134千円	建物	111,156千円
工具、器具及び備品	341,459千円	工具、器具及び備品	277,249千円
リース資産	23,744千円	リース資産	16,185千円

（損益計算書関係）
※１　減損損失
当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。
前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	15,455

本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	2,802

賃貸借契約の一部解約により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成26年３月31日時点の帳簿価額を減損損失（18,257千円）として特別損失に計上しました。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	23,139
本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	4,253
本社（東京都港区）	除却対象資産	原状回復費用	23,900

レイアウト変更により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグルーピングを行い、平成27年３月31日時点の帳簿価額および原状回復費用を減損損失（51,292千円）として特別損失に計上しました。

※２　事業再構築費用
事業再構築に伴うグループ会社への転籍関連費用であります。

※３　外国税負担損失
証券投資信託に係る外国税負担額であります。

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項
（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成25年６月12日 第50回定時株主総会	普通株式	233,559,540	222	平成25年３月31日	平成25年６月13日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	配当の原資	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成26年６月11日 第51回定時株主総会	普通株式	352,443,450	利益剰余金	335	平成26年３月31日	平成26年６月12日

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項
（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発効日
平成26年６月11日 第51回定時株主総会	普通株式	352,443,450	335	平成26年３月31日	平成26年６月12日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発効日
平成27年６月11日 第52回定時株主総会	普通株式	551,284,680	利益剰余金	524	平成27年３月31日	平成27年６月12日

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

②　リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、余資運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

前事業年度（平成26年３月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	3,545,563	3,545,563	-
（２）短期貸付金	16,597,222	16,597,222	-
（３）未収委託者報酬	1,470,180	1,470,180	-
（４）未収運用受託報酬	1,321,564	1,321,564	-
（５）投資有価証券			
その他有価証券	2,760,186	2,760,186	-
（６）長期差入保証金	502,361	501,871	△489
資産計	26,197,078	26,196,589	△489
（１）未払手数料	651,486	651,486	
負債計	651,486	651,486	-

デリバティブ取引（※１） ①　ヘッジ会計が適用されているもの	(595)	(595)	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

当事業年度（平成27年３月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	20,801,864	20,801,864	-
（２）未収委託者報酬	1,827,951	1,827,951	-
（３）未収運用受託報酬	1,812,198	1,812,198	-
（４）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,054,289	4,054,289	-
資産計	28,496,304	28,496,304	-
（１）未払手数料	819,341	819,341	-
負債計	819,341	819,341	-
デリバティブ取引（※１）			
①　ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,601)	(3,601)	-
②　ヘッジ会計が適用されているもの	327	327	-
デリバティブ取引計	(3,274)	(3,274)	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）未収委託者報酬及び（３）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（４）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負　債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位:千円）

区分	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
非上場株式	66,520	60,720

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（４）有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年３月31日）　（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	3,544,827	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,597,222	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,470,180	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,321,564	-	-	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの 証券投資信託	-	-	-	4,168	-	2,214,706
長期差入保証金	502,361	-	-	-	-	-
合計	23,436,156	-	-	4,168	-	2,214,706

当事業年度（平成27年３月31日）　（単位:千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	20,800,853	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,827,951	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,812,198	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの 証券投資信託	127,840	-	-	-	-	3,300,657
合計	24,568,844	-	-	-	-	3,300,657

（有価証券関係）

１　その他有価証券

前事業年度（平成26年３月31日）

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの ①　証券投資信託	392,200	367,480	24,719
小計	392,200	367,480	24,719
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの ①　証券投資信託	2,367,985	2,456,795	△ 88,809
小計	2,367,985	2,456,795	△ 88,809
合計	2,760,186	2,824,276	△ 64,089

当事業年度（平成27年３月31日）

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの ①　証券投資信託	3,740,183	2,664,442	1,075,740
小計	3,740,183	2,664,442	1,075,740
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの ①　証券投資信託	314,105	316,720	△ 2,615
小計	314,105	316,720	△ 2,615
合計	4,054,289	2,981,163	1,073,125

２　当事業年度中に売却したその他有価証券

該当するものはありません。

３　当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
①　証券投資信託	164,391	314	△ 2,451
合計	164,391	314	△ 2,451

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
①　証券投資信託	102,729	953	△ 2,197
合計	102,729	953	△ 2,197

（デリバティブ取引関係）

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（平成26年３月31日）

該当するものはありません。

当事業年度（平成27年３月31日）

区分	取引の種類	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引	株価指数先物取引 売建	197,054	-	△3,601	△3,601
合計		197,054	-	△3,601	△3,601

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

２　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連
前事業年度（平成26年３月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	 投資有価証券 投資有価証券	 106,344 252,129	 - -	 2,534 △3,129
合計			358,473	-	△595

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度（平成27年３月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額のうち１年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	 投資有価証券 投資有価証券	 131,145 277,953	 - -	 △3,325 3,652
合計			409,098	-	327

（注）時価の算定方法
取引所の価格に基づき算定しております。

（退職給付関係）
１．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。
当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度
（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日）	当事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）
退職給付引当金の期首残高	△263,427千円	△357,258千円
退職給付費用	49,885	150,018
退職給付の支払額	△4,008	△21,349
制度への拠出額	△139,708	△103,177
退職給付引当金の期末残高	△357,258	△331,766

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 （平成26年３月31日）	当事業年度 （平成27年３月31日）
積立型制度の退職給付債務	843,869千円	669,318千円
年金資産	△1,201,127	△1,001,084

貸借対照表に計上された前払年金費用	△357,258	△331,766

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　前事業年度49,885千円　当事業年度58,362千円

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度17,406千円、当事業年度17,436千円であります。

(税効果会計関係)

１　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度（平成26年３月31日）	当事業年度（平成27年３月31日）
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	17,486千円	4,795千円
ソフトウェア償却超過額	89,477	69,263
賞与引当金損金算入限度超過額	109,022	108,734
社会保険料損金不算入額	15,513	15,665
役員退職慰労引当金	53,262	34,461
未払事業税	32,931	30,421
その他有価証券評価差額金	22,841	-
その他	85,682	93,137
繰延税金資産小計	426,218	356,479
評価性引当額	△34,454	△24,103
繰延税金資産合計	391,764	332,375
繰延税金負債		
前払年金費用	△127,327	△107,027
その他有価証券評価差額金	-	△346,190
繰延税金負債合計	△127,327	△453,218
繰延税金資産の純額	264,437	△120,843

２　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度（平成26年３月31日）	当事業年度（平成27年３月31日）
法定実効税率	38.01%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。
（調整）		
評価性引当額	0.17	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.48	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.01	
住民税等均等割	0.32	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.56	
その他	0.15	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.68	

３　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.26%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,701千円減少し、法人税等調整額が16,570千円、その他有価証券評価差額金が36,271千円それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）
当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。
なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）
［セグメント情報］
前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）及び当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］
前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
１．製品及びサービスごとの情報
当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。
２．地域ごとの情報
（１）売上高
本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
（２）有形固定資産
有形固定資産はすべて本邦に所在しております。
３．主要な顧客ごとの情報
委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。
運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
１．製品及びサービスごとの情報
当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。
２．地域ごとの情報
（１）売上高
本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
（２）有形固定資産
有形固定資産はすべて本邦に所在しております。
３．主要な顧客ごとの情報
委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。
運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家Ａ	2,629,803	投資運用業

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］
前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）及び当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)
１．関連当事者との取引
財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社
前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,633,008	未払手数料	316,753
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473億円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,233,240	未収委託者報酬	1,284,975

当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,833,692	未払手数料	361,219
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	2,473億円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	13,851,610	未収委託者報酬	1,661,682

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報
株式会社みずほフィナンシャルグループ
（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）	当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
１株当たり純資産額	22,622.37円	24,106.70円
１株当たり当期純利益金額	671.85円	1,049.16円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）	当事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	706,838	1,103,790
普通株式に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	706,838	1,103,790
期中平均株式数（株）	1,052,070	1,052,070

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(4) 中間貸借対照表

（単位：　千円）

	第53期中間会計期間(平成27年９月30日)
資産の部	
流動資産	

現金及び預金		21,059,527
未収委託者報酬		2,068,647
未収運用受託報酬		2,061,583
繰延税金資産		183,850
その他		451,297
貸倒引当金		△ 1,297
流動資産合計		25,823,608
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）		120,386
工具、器具及び備品（純額）		62,089
リース資産（純額）		1,479
有形固定資産合計	※1	183,955
無形固定資産		12,797
投資その他の資産		
投資有価証券		2,990,350
その他		719,388
貸倒引当金		△ 19,404
投資その他の資産合計		3,690,333
固定資産合計		3,887,086
資産合計		29,710,694
負債の部		
流動負債		
リース債務		2,186
未払金		903,986
未払費用		2,085,577
未払法人税等		439,320
賞与引当金		325,100
その他		500,161
流動負債合計		4,256,332
固定負債		
リース債務		1,237
繰延税金負債		92,527
役員退職慰労引当金		125,522
時効後支払損引当金		6,335
その他		9,865
固定負債合計		235,488
負債合計		4,491,821
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		2,266,400
その他資本剰余金		2,450,074
資本剰余金合計		4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		104,600
退職慰労積立金		100,000
別途積立金		9,800,000
繰越利益剰余金		8,082,950
利益剰余金合計		18,216,135
株主資本合計		24,978,210
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		240,663
評価・換算差額等合計		240,663
純資産合計		25,218,873
負債純資産合計		29,710,694

(5) 中間損益計算書

（単位：　千円）

	第53期中間会計期間 (自 平成27年４月１日 至 平成27年９月30日)
営業収益	
委託者報酬	8,944,349
運用受託報酬	2,685,923
営業収益合計	11,630,272
営業費用及び一般管理費	※1 10,412,385
営業利益	1,217,887
営業外収益	
受取配当金	3,290
受取利息	3,955
有価証券解約益	49,851
有価証券償還益	56,303
時効到来償還金等	1,114
雑収入	17,914
営業外収益合計	132,429
営業外費用	
有価証券解約損	55
有価証券償還損	2,641
雑損失	4,989
営業外費用合計	7,687
経常利益	1,342,629
税引前中間純利益	1,342,629
法人税、住民税及び事業税	428,724
法人税等調整額	19,412
法人税等合計	448,137
中間純利益	894,492

(6) 中間株主資本等変動計算書

第53期中間会計期間(自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日)

（単位：　千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益剰余金						株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
		配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	24,635,002

当中間期変動額							
剰余金の配当					△551,284	△551,284	△551,284
中間純利益					894,492	894,492	894,492
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計					343,207	343,207	343,207
当中間期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	8,082,950	18,216,135	24,978,210

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	726,935	726,935	25,361,937
当中間期変動額			
剰余金の配当			△551,284
中間純利益			894,492
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△486,271	△486,271	△486,271
当中間期変動額合計	△486,271	△486,271	△143,063
当中間期末残高	240,663	240,663	25,218,873

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

（３）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

（３）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、中間決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（５）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

５．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株価指数先物取引
ヘッジ対象…有価証券

（３）ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

（４）ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

７．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当社は、平成27年９月30日開催の取締役会の決議に基づき、みずほ信託銀行株式会社（以下「ＴＢ」）の資産運用部門、ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社（以下「ＤＩＡＭ」）、及び新光投信株式会社（以下「新光投信」）との機能統合に向けた具体的な準備を開始すべく、同日付で当社、ＴＢ、ＤＩＡＭ及び新光投信の間で「統合基本合意書」を締結いたしました。今後、統合に必要な各社の取締役会決議及び株主総会決議、国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、平成28年度上期中の統合を予定しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第53期中間会計期間 (平成27年９月30日)
※１　有形固定資産の減価償却累計額	361,303千円

（中間損益計算書関係）

	第53期中間会計期間 （自　平成27年４月１日 至　平成27年９月30日)
※１　減価償却実施額	有形固定資産　11,233千円 無形固定資産　15千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第53期中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月11日 定時株主総会	普通株式	551,284千円	524円	平成27年３月31日	平成27年６月12日

（リース取引関係）
１．ファイナンス・リース取引（借主側）
所有権移転外ファイナンス・リース取引
① リース資産の内容
有形固定資産
主として、事務用機器及び車両運搬具であります。
② リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針「３．固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）
第53期中間会計期間(平成27年９月30日)

金融商品の時価等に関する事項
中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：　千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	21,059,527	21,059,527	-
（２）未収委託者報酬	2,068,647	2,068,647	-
（３）未収運用受託報酬	2,061,583	2,061,583	-
（４）投資有価証券			
その他有価証券	2,929,630	2,929,630	-
資産計	28,119,388	28,119,388	-
デリバティブ取引（※１）			
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,195)	(4,195)	-
デリバティブ取引計	(4,195)	(4,195)	-

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資　産
（１）現金及び預金
預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
（２）未収委託者報酬及び（３）未収運用受託報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
（４）投資有価証券
これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。
また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

デリバティブ取引
取引所の価格に基づき時価を算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	60,720

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（４）投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）
第53期中間会計期間（平成27年９月30日）
１　その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①　証券投資信託	2,506,990	2,151,032	355,957
小計	2,506,990	2,151,032	355,957

中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの ① 証券投資信託	422,640	423,322	△681
小計	422,640	423,322	△681
合計	2,929,630	2,574,355	355,275

（デリバティブ取引関係）

第53期中間会計期間（平成27年９月30日）

１　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

第53期中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

第53期中間会計期間（自　平成27年４月１日　至　平成27年９月30日）

１　製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

２　地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３　主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家Ａ	1,645,861	投資運用業

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

第53期中間会計期間 (平成27年９月30日)	
１株当たり純資産額	23,970.71円

１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第53期中間会計期間 (自　平成27年４月１日 至　平成27年９月30日)	
１株当たり中間純利益金額	850.22円
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	894,492
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	894,492
普通株式の期中平均株式数（株）	1,052,070

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（注）資本金の額：平成27年９月末日現在

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

各ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

各ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

３【資本関係】

平成28年 6月17日現在、該当事項はありません。
（持株比率5.0%以上を記載します。）

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名称　　：資産管理サービス信託銀行株式会社
業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」５「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6)ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用する場合があります。また、販売用資料等において、ファンドの運用実績を表示する場合があります。

(7)交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。

- **委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者　関東財務局長(金商)第398号」であること。**
- **投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。**
- **ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。**
- **ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。**
- **ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。**
- **ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」４「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。**

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月１１日

みずほ投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見　睦生　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村　　寛　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第５２期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２８年４月２８日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　市瀬　俊司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　亀井　純子　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国厳選成長株集中投資ファンド Ａコース(為替ヘッジあり)の平成２７年９月１８日から平成２８年３月１７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国厳選成長株集中投資ファンド Ａコース(為替ヘッジあり)の平成２８年３月１７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係　みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２８年４月２８日

みずほ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　市瀬　俊司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　亀井　純子　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース(為替ヘッジなし)の平成２７年９月１８日から平成２８年３月１７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国厳選成長株集中投資ファンド　Ｂコース(為替ヘッジなし)の平成２８年３月１７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係　みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成２７年１２月７日

みずほ投信投資顧問株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江見　睦生	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井　純子	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第５３期事業年度の中間会計期間（平成２７年４月１日から平成２７年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成２７年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成２７年４月１日から平成２７年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項
追加情報に記載されているとおり、会社は平成２７年９月３０日開催の取締役会の決議に基づき、同日付で「統合基本合意書」を締結している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。